

第2編

震災対策編

第1章 災害予防計画

第1節 地震被害の想定

平成7年1月17日に発生し、大きな被害をもたらした阪神・淡路大震災は、このような地震が日本各地で発生する可能性があることを、教訓として我々にもたらした。その後も、平成16年の新潟県中越地震、平成17年の福岡県西方沖地震、宮城県沖地震などマグニチュード7クラスの大規模地震が発生し、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、マグニチュード9.0と想定外の地震規模により各地に甚大な被害をもたらした。また令和元年6月18日にも山形県沖地震が発生した。地震は、いつどこで起きてもおかしくない状況にある。

本計画を阪神・淡路大震災を引き起こした兵庫県南部地震クラスの内陸型地震にも有効に機能するようにすることは重要な課題であり、また、このためには、このような大規模地震が発生した場合の被害を想定することが必要である。

このような観点から、山形県では、平成8年度及び平成9年度の2年にわたって、山形県地震対策基礎調査(被害想定調査)を実施した。平成14年には国の地震調査研究推進本部地震調査委員会(以下「地震調査委員会」という。)より「山形盆地断層帯の長期評価」が公表され、村山地方においてマグニチュード7.8の地震発生の可能性があることが指摘されたことを受け、山形盆地断層帯の被害想定調査を実施した。

さらに、平成17年に「長井盆地西縁断層帯及び庄内平野東縁断層帯の長期評価」が公表され、庄内地方においてマグニチュード7.5、置賜地方においてマグニチュード7.7の地震発生の可能性があることが指摘されたことから、両断層帯の被害想定調査を実施した。

1 想定地震

(1) 既往地震

山形県及びその付近に起こった主な地震は、次表のとおりである。

主な地震記録と被害概況

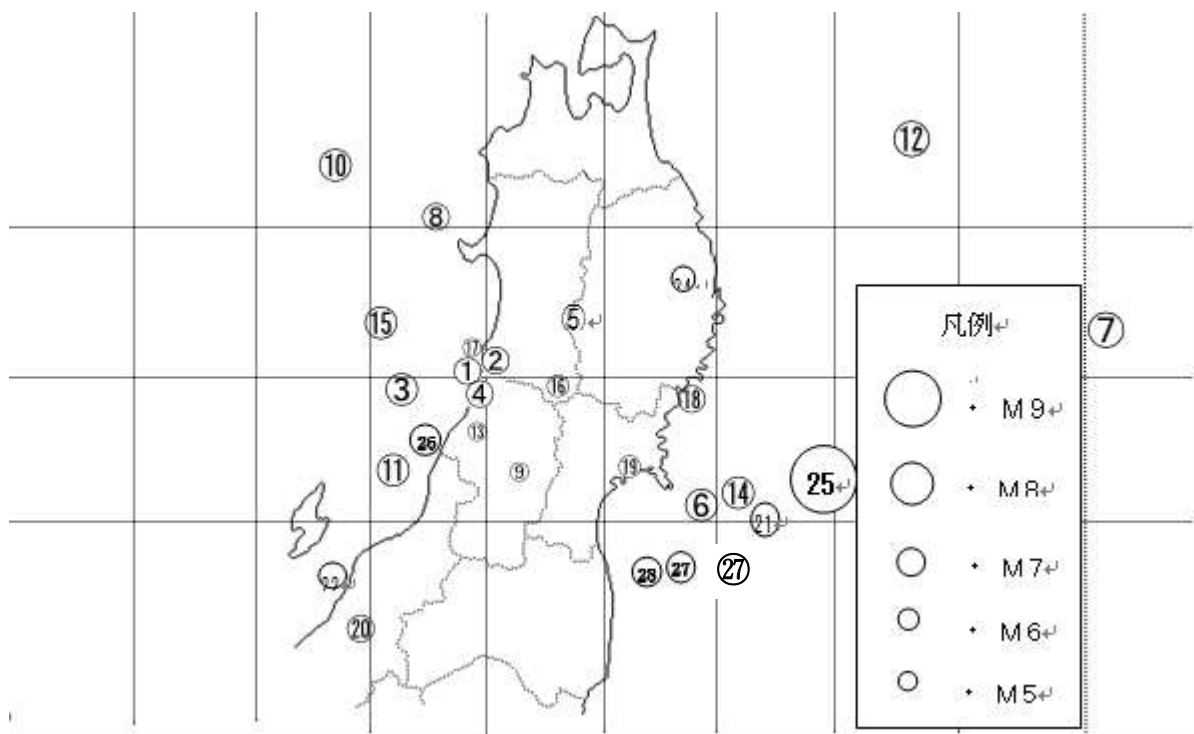
番号	発生年月日	地震名 又は 地域名	震央		規模 (M)	県内の震度及び被害状況
			北緯 (度)	東経 (度)		
①	850年11月27日 (嘉祥 3.10.16)	出羽	39.0	139.7	7.0	出羽国地大いに震い、国府井口(山形県飽海郡本楯村樋口)の地山谷所を易ふ。又、海波を颯げ圧死するもの多し。
②	1804年7月10日 22時 (文化元 6.4)	象潟地震 (羽前 羽後)	39.1	140.0	7.0	由利郡、飽海郡、田川郡の被害大、特に、象潟では潰れた家532戸、死者63人。この地震全体では、潰家5500、死者333人。津波を伴い、余震多し。又、陸地隆起(最大2m位)して、象潟湖干潟となる。

番号	発生年月日	地震名 又は 地域名	震央		規模 (M)	県内の震度及び被害状況
			北緯 (度)	東経 (度)		
③	1833年12月7日 15時 (天保 4.10.26)	羽前佐渡 (庄内沖)	38.9	139.3	7.5	被害は庄内・佐渡で最も大きく、津波が発生した。山形県南部では水死38人、家屋流失158、船流失305、山形・新潟県境では潰家270戸、佐渡では家屋流失79、家屋全半壊460、津波は北海道から能登まで及んだ。
④	1894年10月22日 17時35分 (明治27)	庄内地震	38.9	139.9	7.0	被害は酒田付近が最も大きく、山形、本荘にまで及んだ。被害は、死者726人、負傷者1060人、家屋全壊3858戸、半壊2397戸、破損7863戸、焼失2148戸、余震多し。
⑤	1896年8月31日 17時06分 (明治29)	陸羽地震 (羽後陸中 境付近)	39.5	140.7	7.2	被害は、屋根瓦墜落や石灯籠の転落、土蔵の壁亀裂等で軽微だったが、山形では庄内地震より強く感じた。
⑥	1897年2月20日 5時50分 (明治30)	宮城県沖	38.1	141.9	7.4	天童で住家小被害。
⑦	1933年3月3日 2時31分 (昭和8)	三陸沖 地震	39.2	144.5	8.1	震度：山形県下一円3。軽微な被害、家屋損壊7(庄内4、村山3)、その他軽被害。
⑧	1939年5月1日 14時58分 (昭和14)	男鹿半島 沖	40.1	139.5	6.8	震度：酒田4、山形2。弱い津波あるも被害なし。
⑨	1944年12月7日 1時27分 (昭和19)	左沢地震	38.3	140.1	5.5	震度：山形3(震源地付近震度：6)。大江町本郷萩野付近で納屋倒壊1、このほか、土蔵の破損多数、家屋の傾斜や異常数戸あり。左沢で煙突折損、山崩れ、地割れあり。地鳴りを伴い余震多数。
⑩	1964年5月7日 16時58分 (昭和39)	男鹿半島 沖	40.3	139.0	6.9	震度：酒田4、新庄2、山形1。秋田山形県境の小砂川～女鹿間の線路に地割れ、列車一時不通、弱い津波発生。
⑪	1964年6月16日 13時1分 (昭和39)	新潟地震	38.4	139.2	7.5	震度：鶴岡6、酒田5、新庄5、山形4。被害は、県全域に及んだが、庄内地方ほど大。津波も発生したが、被害はほとんどなし。県内の被害は、死者9人、負傷者91人、住家全壊486戸、半壊1189戸、床上浸水16戸、床下浸水23戸、一部破損42077戸、非住家被害1772戸、水田流失埋没787箇所、道路損壊185箇所、橋梁流失4箇所、堤防決壊6箇所、山崩れ35箇所、鉄道被害22箇所、通信被害458回線、船舶破損4艘、被災世帯1505世帯、被災者概数7331人。

番号	発生年月日	地震名 又は 地域名	震央		規模 (M)	県内の震度及び被害状況
			北緯 (度)	東経 (度)		
⑫	1968年5月16日 9時48分 (昭和43)	十勝沖 地震	40.7	143.6	7.9	震度：酒田4、山形3、新庄3。被害は、非住家(中山町)1、停電(上山市・中山町)約1800戸
⑬	1972年8月20日 19時9分 (昭和47)	山形県 中部	38.6	140.0	5.3	震度：酒田3、新庄3、山形1。鶴岡市でコンクリートアパートの壁剥落や停電6000戸等の軽被害
⑭	1978年6月12日 17時14分 (昭和53)	宮城県沖 地震	38.2	142.2	7.4	震度：新庄5、山形4、酒田4。被害は、交通障害、電話回線の不通等の広範囲にわたる。この他、負傷者1人、住家全壊1戸、一部破損非住家被害2戸、道路損壊4箇所、停電19万戸に達し、被害総額は5億円を超えた。
⑮	1983年5月26日 11時59分 (昭和58)	日本海中部 地震	40.4	139.1	7.7	震度：酒田4、山形3、新庄3。被害は、建物一部破損1戸、道路損壊1箇所、船舶沈没9艘のほか、文教施設23戸、停電(酒田市)560戸、水道管破裂や電話不通等の被害があった。(秋田県内で県人2人死亡)
⑯	1996年8月11日 3時12分 (平成8)	秋田・宮城 県境	38.9	140.6	6.0	震度：新庄4、酒田・金山3。負傷者(最上町)12人、住家一部破損(最上町・尾花沢市)8戸、道路損壊6箇所、河川1箇所の被害があった。
⑰	1999年2月26日 14時18分 (平成11)	秋田県沿 岸南部	39.2	139.9	5.3	震度：遊佐町5弱、酒田市・八幡町・平田町4。住家一部破損217戸、公共施設一部損壊13施設(遊佐町12、酒田市1)、道路損壊7箇所、河川被害1箇所、停電1038戸(酒田市)、断水113戸の被害があった(公共施設1施設と停電以外は全て遊佐町に被害が集中)。
⑱	2003年5月26日 18時24分 (平成15)	宮城県沖	38.8	141.7	7.1	震度：中山町5強。村山市・最上町5弱。負傷者(山形市3、中山町1、山辺町1、村山市2、尾花沢市1、大石田町1、新庄市1)10人、住家一部破損2棟、非住家一部破損85棟、文教施設60箇所、道路損壊14箇所、河川1箇所などの被害があった。
⑲	2003年7月26日 7時13分 (平成15)	宮城県北 部	38.4	141.2	6.4	震度：中山町・村山市・新庄市・最上町4。負傷者(山形市、山辺町)2人の被害があった。
⑳	2004年10月23日 17時56分 (平成16)	新潟県中 越地震	37.3	138.9	6.8	震度：村山市・山辺町・中山町・河北町・川西町・小国町・酒田市4。長井市3。人的・物的被害なし。

番号	発生年月日	地震名 又は 地域名	震央		規模 (M)	県内の震度及び被害状況
			北緯 (度)	東経 (度)		
②①	2005年8月16日 11時46分 (平成17)	宮城県沖	38.2	142.3	7.2	震度: 上山市・村山市・天童市・東根市・尾花沢市・山辺町・中山町・河北町・新庄市・最上町・舟形町・大蔵村・戸沢村・米沢市・南陽市・高畠町・川西町・小国町・白鷹町・酒田市・庄内町・藤島町・美川町・遊佐町・松山町・平田町4。長井市3。負傷者(天童市)1人、住家一部破損1棟、非住家一部破損3棟、文教施設一部破損3箇所などの被害があった。
②②	2007年7月16日 10時13分 (平成19)	新潟県中越沖地震	37.5	138.0	6.8	震度: 上山市・山辺町・中山町・西川町・川西町・小国町・白鷹町・飯豊町4。長井市3。 人的・物的被害なし。
②③	2008年6月14日 8時43分 (平成20)	岩手・宮城内陸地震	39.2	140.5	7.2	震度: 最上町5弱。鶴岡市・酒田市ほか20市町村4。長井市3。 県人3名が宮城県栗原市内で死亡、ほか2名が行方不明。県地内での被害は重症者1、住家1、非住家3、道路被害5、にぎり水7地区、180戸断水、教育施設一部損壊5など
②④	2008年7月24日 0時26分 (平成20)	岩手県沿岸北部	39.7	141.6	6.8	震度: 鶴岡市・酒田市・村山市・中山町・最上町4。山形市・米沢市・新庄市ほか25市町村3、長井市2 負傷者2、非住家被害1
②⑤	2011年3月11日 14時46分 (平成23)	東北地方太平洋沖地震	38.1	142.9	9.0	震度: 上山市・中山町・尾花沢市・米沢市5強。鶴岡市・酒田市・新庄市・村山市・天童市・東根市・南陽市ほか13市町村5弱、山形市・寒河江市・長井市ほか8町村4。県人2名が山形市内、南相馬市で死亡。長井市でも災害関連死として1名が死亡。 ●余震(2011年4月7日) 最大震度5弱: 新庄市、最上町、舟形町、大蔵村、村山市、東根市、中山町、河北町、尾花沢市、大石田町 ●余震(2011年4月11日) 最大震度5弱: 上山市、山辺町、中山町、白鷹町 その他重症者9、軽傷者28、住家被害(半壊11、一部損壊987)、非住家98などの被害があった。

番号	発生年月日	地震名 又は 地域名	震央		規模 (M)	県内の震度及び被害状況
			北緯 (度)	東経 (度)		
②⑥	2019年6月18日 22時22分 (令和元)	山形県沖	38.6	139.5	6.7	震度：鶴岡市6弱、酒田市、三川町、大蔵村5弱、米沢市、長井市ほか20市町村4、山形市、ほか7市町3 重傷者3名、軽傷者25名、住家半壊4棟、一部破損940棟の被害があった。
②⑦	2021年2月13日 23時07分 (令和3年)	福島県沖	37.7	141.8	7.3	震度：米沢市・上山市・中山町・白鷹町5弱、山形市・鶴岡市・酒田市・長井市ほか26市町村4、金山町3 軽傷者1名、住家一部破損9棟、非住家31棟の被害があった。
②⑧	2022年3月16日 23時36分 (令和4年)	福島県沖	37.4	141.3	7.4	震度：中山町5強、白鷹町ほか9市町5弱、長井市ほか23市町村4 重症者4名、軽症者1名、住家半壊1棟、一部破損42棟、非住家8棟の被害があった。



(2) 地震の規模及び震源域の設定

震源域は、活断層研究会編・東京大学出版会発行の『〔新編〕日本の活断層分布図と資料』における活断層の分布状況等を考慮し、「長井盆地西縁断層帯の長期評価(地震調査研究本部地震調査委員会)」に基づき、想定地震を次のとおり設定する。



(4) 被害想定結果

この被害想定結果は、断層帯全体が同時に活動し、最大規模の地震動が発生すると仮定して、経験則に基づき被害を想定したものである。

① 震度分布

震源に近い置賜、村山地域において、震度6強以上の地域が分布する。震源から離れた最上、庄内の一部においても震度6弱の地震が発生し、震度5強以上の地域は県内の広範囲に分布する。

② 被害概要

ア 建物被害

建物被害は、置賜、村山地域を中心に県内全域に及び、冬期の想定では、全壊約2万2千棟、半壊約5万棟の被害が発生すると推定されている。特に、被害数では、建物の密集している米沢市や山形市で多く、また、建物の総数に対する全壊被害割合では、飯豊町(16.6%)、川西町(14.8%)、高畠町(12.3%)など(長井市は11.0%)、置賜地域の市町で高くなっている。

イ 人的被害

人的被害は、冬期早朝のケースで最大になり、県内で死者約1,700人、負傷者約1万6千人と推定されている。被害は、置賜、村山地域を中心に、特に、米沢市や山形市とその周辺の人口密集地で集中している。

避難所生活者は、県内全域で最大約7万9千人になると推定され、特に震源に近い置賜、村山地域で多く発生すると推定される。

ウ ライフライン

ライフラインについては、上水道、電気、電話などについて想定した。上水道は、長井市、高畠町、川西町、飯豊町などの90%を超える世帯で断水するなど、置賜地域や村山地域を中心に全県で多くの被害が発生する。電気については、置賜地域と村山地域の約4万4千世帯が停電する。電話についても電気と同様に、置賜地域や村山地域に被害が集中し、全県で2万6千世帯が不通になり、また、地震発生直後には輻輳が発生するため施設に被害のない地域でも電話ができない可能性がある。

図 震度分布

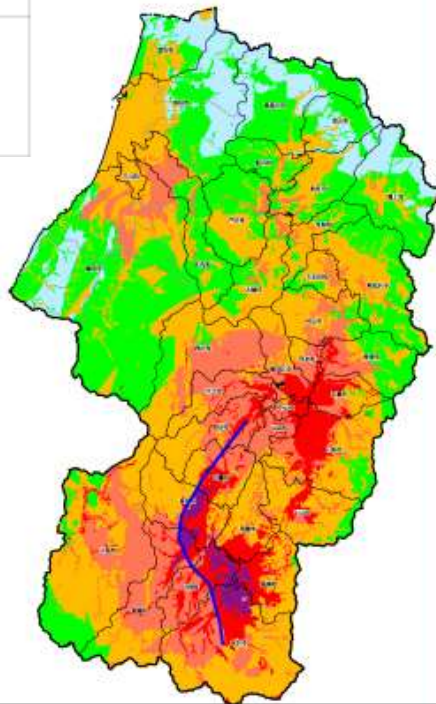


表 想定される被害の概要

		発災ケース		
		夏季昼間	冬季早朝	冬季夕方
地震規模		M7.7		
建物被害	建物全壊 (棟)	20,216 3.8%	22,475 4.2%	22,475 4.2%
	建物半壊 (棟)	46,022 8.7%	50,926 9.6%	50,926 9.6%
人的被害	死者 (人)	755 0.1%	1,706 0.1%	1,009 0.1%
	負傷者 (人)	9,286 0.7%	16,405 1.3%	11,324 0.9%
	避難者 (人)	72,488 5.8%	78,849 6.3%	72,488 5.8%
ライフライン	上水道 断水世帯	327,131 87.2%		
	下水道 排水困難者	25,628 3.4%		
	電気 停電世帯	43,750 9.6%		
	都市ガス 停止世帯	29,005 38.5%		
	LPGガス 要点検世帯	52,495 14.8%		
	電話 不通世帯	25,709 5.5%		

※ %表示は、評価対象の全数（県内全建物数、総人口、総加入世帯数等）に対する被害の割合

表 市町村別建物全半壊及び人的被害数

ブロック	市町村名		冬季				冬季早朝(人)			
			全壊棟数	全壊率(%)	半壊棟数	半壊率(%)	死者	負傷者	避難者	
村山	山形市		4,251	4.6	11,155	12.1	399	2,523	22,415	
	寒河江市		1,076	5.2	2,673	12.9	79	856	3,788	
	上山市		347	2.1	1,173	7.2	30	449	2,218	
	村山市		169	1.1	863	5.5	13	257	1,345	
	天童市		1,422	4.8	3,395	11.4	102	1,016	5,052	
	東根市		569	2.6	1,987	9.0	40	544	2,345	
	尾花沢市		3	0.0	120	1.0	1	46	376	
	山辺町		299	3.8	893	11.3	20	343	10,472	
	中山町		396	9.3	793	18.6	37	516	1,294	
	河北町		263	2.5	926	8.9	19	331	1,111	
	西川町		58	1.4	305	7.3	4	117	326	
	朝日町		250	7.4	558	16.4	25	398	928	
	大江町		154	3.9	495	12.6	13	257	770	
	大石田町		17	0.4	133	3.0	2	74	356	
最上	新庄市		6	0.0	171	0.9	2	74	825	
	金山町		0	0.0	3	0.1	0	0	35	
	最上町		0	0.0	5	0.1	0	0	50	
	舟形町		0	0.0	16	0.8	0	0	122	
	真室川町		0	0.0	16	0.3	0	0	71	
	大蔵村		2	0.1	24	1.6	0	0	139	
	鮭川村		0	0.0	11	0.5	0	0	71	
	戸沢村		0	0.0	11	0.5	0	0	98	
置賜	米沢市		4,199	11.1	7,597	20.2	353	2,325	10,261	
	長井市		2,051	11.0	3,740	20.0	116	1,107	3,390	
	南陽市		1,966	9.9	3,758	19.0	118	1,119	3,767	
	高畠町		1,770	12.3	3,022	20.9	107	1,049	3,094	
	川西町		1,119	14.8	1,892	25.0	94	962	2,563	
	小国町		89	1.6	471	7.7	7	170	490	
	白鷹町		1,110	10.7	1,993	19.2	59	705	1,791	
	飯豊町		834	16.5	1,269	25.2	50	631	1,145	
庄内	鶴岡市	旧鶴岡市		48	0.1	713	1.8	8	186	3,593
		旧藤島町		1	0.0	95	2.3	1	46	576
		旧羽黒町		2	0.1	62	1.9	1	46	266
		旧櫛引町		1	0.0	50	1.9	1	46	255
		旧朝日村		0	0.0	11	0.6	0	0	62
		旧温海町		0	0.0	3	0.1	0	0	31
		計		52	0.1	934	1.7	11	324	4,783
	酒田市	旧酒田市		0	0.0	234	0.6	1	46	1,201
		旧八幡町		0	0.0	7	0.2	0	0	34
		旧松山町		0	0.0	2	0.1	0	0	28
		旧平田町		0	0.0	17	0.6	0	0	90
		計		0	0.0	260	0.6	1	46	1,353
	庄内町	旧立川町		0	0.0	44	1.9	1	46	269
		旧余目町		3	0.0	217	3.2	2	74	866
		計		3	0.0	261	2.9	3	120	1,135
	三川町			0	0.0	40	1.4	1	46	241
	遊佐町			0	0.0	15	0.1	0	0	59
村山(計)				9,274	3.8	25,469	10.3	784	7,727	43,366
最上(計)				8	0.0	257	0.6	2	74	1,411
置賜(計)				13,138	11.0	23,690	19.9	904	8,068	26,501
庄内(計)				55	0.0	1,510	1.2	16	536	7,571
全県(計)				22,475	4.2	50,926	9.6	1,706	16,405	78,849

※人口は、平成12年度国勢調査データを使用。

※最も被害が大きいと想定される冬期早朝のケースを掲載。

気象庁震度階級と関連する事象の解説

震度階級 (計測震度)	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0 (～0.4)	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1 (0.5～1.4)	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。	—	—
2 (1.5～2.4)	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3 (2.5～3.4)	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4 (3.5～4.4)	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱 (4.5～4.9)	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強 (5.0～5.4)	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱 (5.5～5.9)	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強 (6.0～6.4)	立っていることができず、這わないと動くことができない。揺れに翻弄され、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7 (6.5～)		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

2 今後の課題

(1) 地震災害に対する意識の高揚

本市においては、幸い過去に大きな被害をもたらすような地震を経験していない。平成23年3月の東北地方太平洋沖地震や令和元年6月の山形県沖地震の際には震度4を記録し、危機意識が高まったとは言えるものの、市職員や住民の間では、まだ地震に対する危機意識が強く持たれてはいないというのが現状である。

しかし、想定地震による調査結果が示すとおり、本市においても大規模な地震が発生する危険性は存在する。今後、市職員の研修・訓練及び住民への啓発活動を通じて、地震に対する心構えを万全にすることが特に重要である。

(2) 防災拠点施設の耐震化

災害対策本部が設置される庁舎、避難場所等となり得る小・中学校及びコミュニティセンターなどの施設は、災害発生時には重要な拠点施設となる。しかし、これらの施設の中には建築年が古いものもあり、耐震基準を満たしていない施設があることから、耐震点検・診断等を実施し、必要に応じて適切な補強工事等を実施する必要がある。また、避難施設については、耐震性の向上に加え、土砂災害等に対する安全性の確保に努める必要がある。

第2節 基本方針

1 計画の基本的な考え方

本計画では、第1節で記載した長井盆地西縁断層帯を震源とした地震を想定する。この大規模地震による被害は、建物倒壊、土砂崩れ、構造物の破損、またこれらにより引き起こされる火災等の二次災害により、大きな人的被害と物的被害が広範囲に及ぶと考えられる。この計画は、大規模地震時に発生する被害から、市民の生命、身体及び財産を保護するため、事前に実施すべき地震災害対策について定めるものであり、以下の方針を基本とするものである。

2 地震災害対策の具体的方針

(1) 地震災害に対する防災体制の整備

地震災害は広域的に激甚な被害をもたらすおそれがある。これに対処するため、防災活動が相互に有機的な関連を持ちつつ、効果的に機能し得るよう各機関の任務を明らかにし、その組織化を図る。

ア 公共機関の防災体制の整備

防災関係機関は、情報の収集、解析、実動機関の連携活動、交通通信機能の維持復旧等について、相互協力に関する計画を予め定めておくとともに、被災地の内外にわたる広域的な活動体制の整備についても所要の計画を策定する。

イ 自主防災体制の確立

地域において効果的な初期消火、避難、救助等が出来るよう、地区等を母体とした自主防災組織の育成強化を推進し、地域防災力の強化を図る。また、学校や病院等多数の人の利用する特殊建築物については、関係機関と連絡を密にしながら、自主防災体制の整備を図り、効果的な初期消火や避難等が出来るよう防災責任者を定めるものとする。危険物施設についても同様とする。

ウ 初期消火体制等の確立

職域及び地域にあっては、初期消火、避難、救助、情報伝達等について効果的な災害応急体制の整備に努める。

(2) 地震災害に関する知識の普及及び教育の推進

地震災害による被害を最小限にとどめるため、市は常日頃から市民一般、地域住民、特殊建築物の防災責任者、職域、学校等を対象として、地震災害に関する知識の普及及び教育の推進活動を行う。

(3) 建築物等の耐震化の推進

地震発生時において死傷者が発生する要因は住宅の倒壊によるものが圧倒的に多いことから、住宅及び建築物の耐震化の促進を図るとともに、公共施設や防災関連

施設、ライフライン施設等においても、地震発生時の被害により災害対応に支障をきたすことがないよう、施設の耐震性について点検を行い、所要の整備を図るものとする。

(4) 防災施設等の整備・充実

発災時において災害情報等の収集伝達が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達及び通信手段体制の整備を行うとともに、災害応急対策や災害復旧・復興が迅速かつ円滑に行えるよう、平常時から、必要な防災資機材の整備や食料・飲料水等の備蓄を図るものとする。

第3節 災害予防と減災対策への市民の取り組み

地震発生時には、行政機関、防災機関自らも被災するため、有効な震災対策を展開するまでにはある程度の時間を要することになる。また、複合的な被害が同時に発生することも予測され、全ての面において行政が直ちに対処するのは極めて困難となる。

このことから市民は、「自らの身は自らで守る（自助）」という意識と「自分たちの地域は自分たちで守る（共助）」という意識を持ち、災害予防と減災に向けた取り組みを進め、自分や家族、地域住民の命を守ることはもとより、物的被害の軽減に努めるものとする。

1 日常における予防活動

市民は、日頃からあらゆる機会を通じて防災に関する知識を身につけるとともに、身の安全を確保する対策を行うよう努めるものとする。

（１） 防災知識の普及・啓発及び訓練

ア 防災教育・訓練等への参加

- （ア） 市の災害に対する広報、ハザードマップ等による防災知識及び技術の習得
- （イ） 防災に関する講習会、学習会への積極的参加
- （ウ） 次世代への災害被災経験の伝承
- （エ） 各家庭での事前対策及び地震発生時の行動に関する話し合い
- （オ） 町内会等による地域の防災に関する学習の推進
- （カ） 地域住民による地元の災害危険箇所の把握・点検・確認

イ 自主防災組織の育成

- （ア） 町内会等における活動を通じて、積極的に組織づくりを進める
- （イ） 防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動への参加による、防災知識及び技術の習得

ウ 防災まちづくり

- （ア） 市民は、日頃から地域の防災上の課題等を把握する
- （イ） 災害に強い、防災まちづくりを実現するため、市民一人ひとりがアイデアを出し合い実践するなど、自発的なまちづくりへの参加

（２） 自宅に対する取り組み

自宅の耐震補強や家具の固定など、事前の耐震、耐災への取り組みを行うことは、物的被害を軽減させるだけでなく、人命の保護につながることから、次の取り組みを実施するものとする。

ア 耐震診断及び必要な補強

イ 家具等の転倒防止、照明器具の落下防止

ウ 出入り口に物を置かないなど、逃げ場や逃げ道となるスペースの確保

エ 寝室には倒れやすい物を置かない

オ ブロック塀等の倒壊防止対策

カ 初期消火用具の準備

(3) 避難対策の強化

自らの責任において、自身と保護する者の安全を確保するため、最低限、次の事項について平常時から努めるものとする。

ア 避難対策

(ア) 震災時の避難場所及び安全な避難経路の確認

(イ) 震災時の家族・社員等の連絡方法の確認

(ウ) 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段の用意

(エ) 警戒レベルと避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の意味の正しい理解

(オ) 避難行動に際して支援を必要とする者をあらかじめ把握し、避難・誘導に協力できる関係の構築

(カ) 市と施設管理者と協働で避難所を運営できるよう、訓練への積極的参加

イ 食料・生活必需品の確保

(ア) 家族の3日分(推奨1週間)程度の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄（ローリングストック法※の活用）

※ローリングストック法：普段の生活で消費する食品や生活必需品を少し多めに買っておき、古くなったものから順に使用し、使用した分を新たに買い足すことで常に一定量を確保しておく備蓄方法。

(イ) 高齢者、乳幼児、食物アレルギー者等、家族の実情に応じた食料等の備蓄

(ウ) カセットコンロ等調理用熱源及び燃料の確保

(エ) 懐中電灯等、停電時に備えた照明器具の確保

(オ) 石油ストーブ等、停電時も使用可能な暖房器具及び燃料の確保

(カ) その他、家族構成に合わせた、震災時に必要な物資の備蓄

ウ 要配慮者への配慮

(ア) 市・県・民生委員・町内会等と協力した、在宅の要配慮者への情報伝達、避難誘導等の支援

(イ) 市・県・民生委員・町内会・地域の自主防災組織等と協力した要配慮者と近隣住民の共助意識の向上

エ 火災の予防

(ア) 揺れがおさまるまでの間は無理に火元に近寄らない

(イ) 消火器、消火バケツ等の消火器具の設置

(ウ) カーテン、じゅうたん等における防災製品の使用

- (エ) 灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理
- (オ) 町内会や市等が実施する消防訓練等への積極的参加

(4) 救急救助・医療救護への協力

ア 救急救助

災害時に地域の消防団員等と協力して地域の被害軽減を図るため、平常時からの地域や町内会等における協力体制の強化

イ 医療救護

医療救護活動の負担軽減のため、災害時に持ち出せるよう、定期的に服用している薬や常備薬の準備

(5) ライフラインに関わる事前の備え

ア 電話

災害の発生による被災地へ向けて安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況になった場合を想定し、家族との連絡要領や地域での避難場所をあらかじめ決めておくものとする。

イ 電力

- (ア) 夜間の停電に慌てることのないよう、懐中電灯の置き場所や乾電池等の確認
- (イ) 電力供給停止に備えた、カセットコンロ及びボンベ等の簡易調理器具の準備
- (ウ) 冬期間の災害に備えたストーブ等及び燃料の確保

ウ ガス

- (ア) 地震発生時に取るべき安全措置方法を理解するとともに、自宅等のガス設備の地震対策の実施
- (イ) ガス事業者の助言に基づく所有ガス設備の地震対策
- (ウ) ガス供給停止に備えた、カセットコンロ及びボンベ等の簡易調理器具の準備
- (エ) 積雪時の地震発生に備えた、L P ガス容器やガスメーター周辺の除雪

エ 上水道

- (ア) 概ね3日間（推奨1週間）に必要な飲料水（1日1人3ℓを目安）の備蓄
- (イ) 積雪時の地震発生に備えた水道メーター周辺の除雪

オ 下水道

下水処理機能、下水流下機能が停止又は機能低下した際、下水道管理者から下水道使用の自粛を求められることを認識

2 積雪期における心構え

- (1) 屋根に積もった雪の早期除雪
- (2) 玄関等の出入り口の確保
- (3) 暖房器具、灯油の安全確認
- (4) 道路除雪の妨げとなる路上駐車をしない

第4節 職員配備体制の整備

市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害の規模に応じた必要な職員を動員・配備し、その活動体制に万全を期するため、市は、平常時から職員の動員・配備計画等の体制を整備しておく。

1 職員の動員配備体制の整備

職員を災害発生初期段階からできるだけ速やかに動員配備することは、応急対策を迅速かつ円滑に実施するうえで極めて重要なことである。市は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事できるよう、次の対策を推進する。

- (1) 災害発生時における、非常配備体制基準に基づく職員参集体制について、一覧表を付した初動マニュアルを作成・配布することにより、各職員ごとの参集場所及び従事任務を明確にしておくものとする。なお、職員の異動等があった場合には速やかにこれを修正し、周知徹底を図るものとする。
- (2) 職員研修や防災訓練を通じて、職員に対し、非常配備体制基準の周知徹底と、非常配備についての理解を深め、心構え等を認識させるよう努めるものとする。
特に、避難所の開設作業を担う職員に対しては避難所の構造把握や開設に係る研修を行い、現場対応を担う職員に対しては安全管理や水防活動に係る研修及び消防団との連携訓練などを行うものとする。
- (3) 災害対応経験者のリスト化、退職者（OB）の活用及び民間の人材の任期付き雇用等、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

2 災害対策本部体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の迅速かつ円滑な運営を図るため、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含む本部設置マニュアルを作成するとともに、平常時から、職員の動員配備・参集方法、本部設営及び運営等について習熟できるよう、研修や図上訓練等の実施に努めるものとする。

3 情報連絡体制の充実

市及び防災関係機関は、災害が発生した場合の迅速かつ適切な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から連絡調整体制の整備に努めるものとする。

- (1) 情報連絡体制の明確化
情報伝達ルートの複数化及び情報交換のための情報収集・連絡体制の窓口等の明確化に努めるものとする。
- (2) 勤務時間外での対応
市及び防災関係機関は、相互間の情報収集・連絡の対応が勤務時間外でも可能なように、連絡窓口体制の整備に努めるものとする。

第5節 相互応援体制整備計画

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、市単独では十分な応急・復旧対策を実施することが困難になった場合に備え、他の地方公共団体相互との広域的相互応援体制の整備充実を図り、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時には、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

1 市町村間の相互応援協定の締結等

市町村間相互の応援・協力活動等が円滑に行われるよう、市長は必要に応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、応援体制の整備に努めるものとする。なお、協定の締結にあたっては、災害時における連絡担当部署や夜間の連絡体制、応援要請事項、被害情報等の応援実施に必要となる情報の伝達方法等について留意するものとする。

2 訓練及び情報交換の実施

相互応援体制の強化充実のため、必要に応じ災害時相互応援協定締結市町村及び近隣市町間での平常時における訓練及び災害時の応援等に係る情報交換を行うものとする。

3 職員の体制

市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

第6節 消防体制整備計画

火災時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防機関による消防活動体制を整備・強化し、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立する。

1 消防活動体制の整備・強化

(1) 消防組織の充実・強化

整備された装備・資機材を十分に活用し、より高度な消防活動が行えるよう、消防団員についてより高度な教育・訓練を実施することにより、消防活動体制の充実強化を図るものとする。

(2) 広域応援体制の整備

大規模災害等の非常時において、「山形県広域消防相互応援協定書」に基づく、消防隊、救急隊等の応援を効果的かつ迅速に行うため、山形県下の消防本部は、「山形県消防広域応援隊に関する覚書」に基づき、広域応援隊を編制し、情報連絡体制の確保、訓練の実施、調整会議の開催等、その体制づくりに向けて必要な対策を行うものとする。

(3) 消防団の育成強化

ア 消防団の育成強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで、地域社会における消防防災の中核として、救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員対象者の減少、生活圏域の広域化による活動の衰退、高齢化等の問題を抱えており、その育成強化を図ることが必要となっている。

イ 消防団の育成・強化策の推進

市は、次のとおり、消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

(ア) 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

(イ) 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請等を通じて、消防団への参加を促進する。また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

2 通信手段・運用体制の整備

(1) 通信手段(消防・救急無線等)の整備

消防・救急無線については、計画的に無線設備の更新整備を行うほか、大規模災害時に

における広域応援体制の充実強化を図り、他の消防機関の部隊等との通信を確保する。

なお、その他の消防通信体制については、次の機器等の整備の促進に努める。

ア 多重無線通信機

イ 衛星通信システム

ウ 早期支援情報収集装置

(2) 通信・通用体制の整備

ア 消防本部における高機能消防指令センターの整備を促進し、緊急時における通報の受理及び各署所への出動指令の迅速化を図るほか、消防、救急活動に必要な救急医療、消防水利、道路、気象情報等のバックアップ体制を強化する。

イ 被害情報及び消防力情報を迅速に収集・管理するとともに、部隊運用に最適な支援情報を提供する体制の整備を図る。

ウ 住民への情報提供及び平常時からの住民の防災意識・防災行動力の向上を啓発する体制の整備を図る。

第7節 防災知識の普及計画

市及び防災関係機関等が、災害時応急対策の主体となる職員に行う防災教育及び地域住民の防災意識の向上を図るために行う防災知識の普及・啓発について定める。

なお、普及・啓発に当たっては、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の推進、学校における防災教育等の充実を図り、市全体としての防災意識の向上を図るものとする。

1 職員に対する防災教育

市は、職員に対して、災害時の適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するとともに、応急対策全般への対応力を高めるため、防災教育の普及徹底を図るものとする。

- (1) 災害に関する基礎知識、長井市地域防災計画、災害発生に備えた体制及び災害発生初期の対応業務について示した職員初動マニュアルを周知徹底し災害発生時に備える。
- (2) 国や県が実施する研修会に防災関係職員を参加させるとともに、研修会等の開催に努める。

2 防災関係機関における防災教育

防災関係機関は、それぞれが定める防災に関する計画に基づいて防災教育を実施する他、県及び市が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加するものとする。

3 住民に対する防災意識の普及

市は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して「自らの命は自らが守る（自助）」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、理解と協力を得るものとする。

また、大規模な地震が発生した場合、すべての応急対策において行政が対応することは困難であり、住民の自主防災意識と行動が重要となることから、市は、防災訓練や啓発活動等を通して、さらには地域における多様な主体の関わりの中で住民に対する防災知識の普及を図るものとする。

(1) 啓発内容

地震災害に備えた普段の心得や地震発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

ア 地震発生前の準備等についての啓発事項

- (ア) 長井市地域防災計画の概要
- (イ) 災害に関する一般的知識及び気象予警報の種類と内容
- (ウ) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (エ) 防災関係機関等の防災対策に関する知識

- (オ) 住宅の耐震診断や家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (カ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (キ) 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ用トイレットペーパー等の備蓄（ローリングストック法[※]の活用）

※ローリングストック法：普段の生活で消費する食品や生活必需品を少し多めに買っておき、古くなったものから順に使用し、使用した分を新たに買い足すことで常に一定量を確保しておく備蓄方法。

- (ク) 自動車へのこまめな満タン給油
- (ケ) 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄
- (コ) 家族が服用している医薬品の情報等の把握
- (サ) ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保等）
- (シ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (ス) 本市の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握
- (セ) 地震体験車や県防災学習館等による地震の疑似体験

イ 地震発生後の行動等についての啓発事項

- (ア) 緊急地震速報発表時の行動
- (イ) 避難行動への負担感、過去の被災経験を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行動
- (ウ) 自らの身を守る安全確保行動
- (エ) 津波発生時の行動
- (オ) 自動車運転時の行動
- (カ) 地震発生時に危険になる箇所を踏まえた行動
- (キ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路、その他避難対策に関する知識
- (ク) 広域避難の実行性確保のための、通常避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (ケ) 応急救護の方法
- (コ) 通信系統の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- (サ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
- (シ) ライフライン途絶時の対策
- (ス) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
- (セ) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
- (ソ) 指定緊急避難場所への移動が危険な場合、近隣の緊急的な待避場所や屋内での安

全確保措置等を行うこと。

(2) 啓発方法

市は、広報紙やホームページの活用、パンフレットやポスター等の配布、防災ビデオ等の貸し出し、防災センターの利用などを促進するとともに、住民を対象とした防災講演会、講習会等の開催に努め、防災知識と自助・共助を基本とした防災意識の啓発を推進する。

併せて、地域におけるコミュニティセンター、自主防災組織、町内会、各種団体、ボランティア等の活動並びに消防本部で実施する応急手当講習会など地域コミュニティにおける多様な主体の関わりを通じて防災知識と自助・共助を基本とした防災意識の普及啓発を図るとともに、防災（防災・減災への取組み実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

また、適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。この際、地区レベルの避難体制の構築を重視した地区防災計画の意義の周知と作成の支援の推進に努める。

(3) 住民の責務

住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

4 事業所等に対する防災知識の普及

大規模災害が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、市は、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に対し、防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進するものとする。

(1) 啓発の内容

地震災害に備えた普段の心得や地震発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

ア 地震発生前の準備等についての啓発事項

- (ア) 長井市地域防災計画の概要
- (イ) 施設の耐震診断や備品・機器・ブロック塀等の転倒防止対策
- (ウ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (エ) 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ用トイレットペーパー等の備蓄（ローリングストック法の活用）
- (オ) 自動車へのこまめな満タン給油
- (カ) 保険・共済等の事業再建に向けた事前の備え
- (キ) 本市の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握
- (ク) 地域住民との協力体制の構築

(ケ) 地震体験車や県防災学習館等による地震の疑似体験

イ 地震発生後の行動等についての啓発事項

(ア) 緊急地震速報発表時の行動

(イ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行動

(ウ) 自らの身を守る安全確保行動

(エ) 津波発生時の行動

(オ) 自動車運転時の行動

(カ) 地震発生時に危険になる箇所を踏まえた行動

(キ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路、その他避難対策に関する知識

(ク) 広域避難の実行性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

(ケ) 応急救護の方法

(コ) 通信系統の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）

(サ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮

(シ) ライフライン途絶時の対策

(ス) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮

(セ) 指定避難所において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識

(2) 啓発方法

市は、広報紙やホームページの活用、パンフレットやポスター等の配布、防災ビデオ等の貸し出し、防災センターの利用などを促進するとともに、事業所等に対する防災講演会、講習会等の開催に努め、防災知識と防災意識の啓発を推進する。

また、緊急時に対処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

この際、適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・解放を自主防災組織と担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティと連携した避難活動を促進する。

5 要配慮者等に対する防災知識の普及

要配慮者の安全確保を図るには、要配慮者自身及び介護者・保護者が防災知識を持つとともに、震災時においては地域住民の要配慮者への協力が不可欠であることから、震災時における相互協力の認識が必要である。このため、市は、要配慮者及び介護者向けのパンフレットやチラシ等の発行により防災知識の普及に努めるとともに、地域住民に対し、要

配慮者の安全確保への支援について、パンフレット、広報紙等により普及活動を行うものとする。

6 学校教育における防災教育

市は、地域の防災力を高めていくため、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。

（1）児童生徒等に対する防災教育

市は、防災教育を学校教育の中に位置付け、児童生徒等の発達段階に応じ、地震発生時に起こる危険や災害時の対応、本市の災害史、災害教訓・伝承等について理解させ、安全な行動をとれるよう次の事項に留意して教育する。

また、市は学校における消防団員、防災士及び消防士等 が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

ア 児童生徒の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施すること。

イ 児童生徒の発達段階に応じて、防災教育資材、学校安全資料を活用し指導すること。

ウ 自然体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習等の機会を捉えて、児童生徒が自身の安全を守るための力を育成すること。

（2）教職員に対する防災教育

ア 市教育委員会は、初任者研修、経験者研修等において、地震災害の基礎知識、児童生徒等の発達段階や地域の特性に応じた避難行動等に関する研修を行う。

イ 校長は、教職員が地震発生時に主体的に動けるよう各人の役割を明確にし、マニュアル等を用いて定期的に校内研修を実施する。

7 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

（1）監督機関の責務

防災対策上特に注意を要する危険物等施設、病院・福祉施設並びにホテルや大規模小売店舗等、不特定多数の者が利用する施設の監督機関は、防火管理者及び危険物保安統括管理者等、当該施設の管理者に対し、技能講習も含む講習会の開催、災害時における行動基準等必要事項を盛り込んだ防災指導書やパンフレットの配布及び現地指導等により防災教育を実施し、その資質向上を図るとともに、特に災害発生時における行動力、指導力を養う。また、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

（2）危険物等施設における防災教育

災害発生時に、周辺住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設（危険物、火薬類、高圧ガス、その他の発火性又は引火性物品並びに毒物、劇物等の危険物品の保安管理施設）の施設管理者は、災害時の応急対策について職員に周知、徹底するとともに、施設の特徴をチラシ等により周辺住民に周知する。

（3）病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設は、災害時に自力で避難することが困難な病人、けが人、高齢者及び障がい者等要配慮者が多数利用しているため、施設の管理者は、平常時から通院・入院者及び入所者の状況を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練を実施する等十分な防災教育を行う。また、防災関係機関や付近住民から避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。

(4) ホテル、旅館等における防災教育

ホテルや旅館においては、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備の適切な使用、避難誘導及び救出・救護等に重点をおいた教育を実施する。また、宿泊客に対しても避難経路を明示する等災害時の対応方法を周知徹底する。

(5) 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

大規模小売店舗及びレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の情報伝達や避難誘導のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に実施できるよう職員に対する防災教育を行うとともに、利用者が迅速な避難行動がとれるよう避難経路等の表示を行う。

第8節 地域防災力強化計画

災害発生時においては、公的機関による防災活動(公助)のみならず、地域住民、企業(事業所)等による自発的かつ組織的な防災活動(自主・共助)が極めて重要である。市は、災害による被害の防止又は軽減を図るため、地域、事業所等における自主的な防災組織の育成・整備など、地域防災力の強化に努める。

1 自主防災組織の育成・強化

(1) 育成の主体

市は、災害対策基本法第5条第2項の規定により、自主防災組織の育成主体として位置づけられていることから、地区等に対する防災講演・研修会及び指導、助言を積極的に行い、実効ある自主防災組織の育成・強化に努めるとともに、市自主防災組織連絡協議会を通じ、自主防災活動の活性化と災害活動能力の向上を促し、地域防災力の強化に努める。また、消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

市は、各地区において、自主防災リーダーの育成等、自助・共助の取組みが適切かつ継続的に実施されるよう、地震災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

この際、災害危険度の高い次のような地域に重点を置き、積極的に自主防災組織の育成強化を図る。

- ア 人口の密集している地域
- イ 高齢者等いわゆる要配慮者の人口比率が高い地域
- ウ 木造家屋の集中している市街地等
- エ 土砂災害や雪崩発生の危険性が高い地域
- オ 消防水利、道路事情等により、消防活動等の困難な地域
- カ 豪雪時に交通障害、通信障害が予想される地域
- キ 過去において災害により甚大な被害を受けた地域

(2) 育成強化対策

ア 市は、自主防災組織に対する住民の意識の高揚を図るとともに、次の点に留意して、育成・指導を行う。

(ア) 編成の基準

自主防災組織がその機能を十分に発揮できるよう、あらかじめ組織の編成を定める。

a 自主防災組織内の編成

情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等

b 編成上の留意点

(a) 女性の参画と昼夜間の活動に支障がないような組織編制の検討

- (b) 水防活動やがけ崩れの巡視等、地域の実情に応じた対応
- (c) 事業所等における自衛消防組織等や従業員の参加
- (d) 地域的偏りの防止と専門家や経験者（消防機関OB等）の活用
- (e) 赤十字奉仕団員など（ボランティア含む。）、災害時に活動する方の参画
- (イ) 規約の策定

自主防災組織の運営に必要な基本的事項について規約を定め、明確にしておく。
- (ウ) 活動計画や活動計画を発展させた地区防災計画の作成

自主防災組織の活動計画を定める。

 - a 自主防災組織の編成と任務分担に関すること（役割の明確化）。
 - b 防災知識の普及に関すること（普及事項、方法等）。
 - c 防災訓練に関すること（訓練の種別、実施計画等）。
 - d 情報の収集伝達に関すること（収集伝達方法等）。
 - e 出火防止及び初期消火に関すること（消火方法、体制等）。
 - f 救出及び救護に関すること（活動内容、消防機関等への連絡）。
 - g 避難誘導及び避難生活に関すること（避難の指示の方法、要配慮者への対応、ペット同行避難者への対応、避難場所又は避難所の運営協力等）。
 - h 給食及び給水に関すること（食料・飲料水の確保、炊き出し等）。
 - i 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること（調達計画、保管場所、管理方法等）。

イ 自主防災リーダーの育成

市は、県等が実施する各種自主防災組織リーダー研修会や各種セミナーへの参加を促進するとともに、次の事項に留意し、研修会や講習会等の実施により自主防災リーダーの育成に努める。

- (ア) 消防団の幹部等、他の防災組織の指導者と自主防災リーダーとの兼務は極力避けること
- (イ) 自主防災リーダー自身が被災する、あるいは不在であること等を考慮し、組織の長だけでなく、長を補佐する複数のサブリーダー（その職務を代行しうる者）も同時に育成すること
- (ウ) 男女共同参画の視点から、女性リーダーについても育成に努めること

ウ 訓練・研修の充実

災害時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、知識・技術の習得とともに、災害発生を想定した防災訓練を繰り返し行うことが必要である。このため、自主防災組織にあっては、平素から発災時の防災活動に必要な知識及び技術を習得するための研修や、初期消火訓練、応急救護訓練、避難誘導訓練及び避難所運営訓練等の各種訓練を行い、災害への実践的な対応力を強化するよう努める。

また、市町村は、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、多様な世代が参加でき

るような環境の整備などを行い、市町村の防災訓練に自主防災組織を参加させるとともに、平素から自主防災組織に対して積極的に訓練の技術指導を行う。

エ 防災資機材の整備等

市は、県が実施する自主防災組織への支援事業や、一般財団法人自治総合センターが実施する「地域防災組織育成助成事業」等を積極的に活用するなど、各自主防災組織への防災資機材の整備に努めるとともに、地域防災活動の拠点(コミュニティセンター等)への防災資機材の配置、消防水利(防火水槽等)、広場(避難路、避難地等)の整備を積極的に推進することにより、自主防災組織が災害時に効果的に活動できるよう努める。なお、整備にあたっては、緊急輸送道路上にある道の駅など、既存の公共施設の防災拠点化も検討する。

オ 自主防災組織連絡協議会の支援

市は、自主防災組織間の協調・交流の活性化を推進するため、積極的に自主防災組織連絡協議会の活動を支援する。

(3) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の主な活動は次のとおりである。

ア 平常時の活動

- (ア) 防災に関する知識の普及
- (イ) 防災関係機関、隣接の自主防災組織等との連絡
- (ウ) 地域内における危険箇所(山崩れ、がけ崩れ、危険物施設及び延焼拡大危険地域等)の点検
- (エ) 地域内における消防水利(消火栓、小川、井戸等)の確認
- (オ) 家庭内における防火、防災等についての啓発活動
- (カ) 地域内における情報の収集・伝達体制の確立
- (キ) 避難地及び医療救護施設の確認
- (ク) 火気使用設備・器具等の点検
- (ケ) 防災用資機材等の備蓄及び管理
- (コ) 各種防災訓練(情報収集・伝達訓練、初期消火訓練、避難訓練、救出・救護訓練等)の実施等
- (サ) 在宅の要配慮者に関する情報の把握等

イ 災害発生時の活動

- (ア) 出火防止及び初期消火活動の実施
- (イ) 地域住民の安否の確認
- (ウ) 負傷者の救出・救護活動の実施及びその協力
- (エ) 地域内における被害状況等の情報の収集・伝達
- (オ) 地域住民に対する警戒レベルと避難指示等の伝達
- (カ) 避難誘導活動の実施

- (キ) 要配慮者の避難活動への支援
 - (ク) 避難生活の指導、避難所の運営への協力
 - (ケ) 給食・給水活動及びその協力
 - (コ) 救助物資等の配布及びその協力
 - (カ) 他地域への応援等
- (4) 関係団体との連携

自主防災組織は、消防団、女性（婦人）防火クラブ、少年消防クラブ等及び民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の関係団体と平素から協力体制を図るように努める。特に、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア等と要配慮者支援についての連携に努めるものとする。

(5) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

ア 自発的な防災活動の推進

地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

イ 地区防災計画の設定

市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地区全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

2 企業（事業所）等における防災の促進

市は、県及び消防本部の施策等と相まって、企業（事業所）等における自衛消防組織の整備促進及び事業継続計画（BCP）の策定促進を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。

(1) 企業等における自衛消防組織の育成

ア 育成の方針

次の施設を管理等する企業（事業所）等は、自衛消防組織の整備を推進する。

- (ア) 高層建築物、旅館及び学校等、多数の者が出入し又は居住する施設
- (イ) 石油類、高圧ガス、火薬類及び毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所

(ウ) 多数の従業員が勤務する事業所で、組織的に防火活動を行う必要がある施設

イ 育成強化対策

(ア) 消防法に基づく指導

消防機関は、多数の者が出入し、勤務し、又は居住する建築物並びに一定規模以上の危険物製造所等、消防法に基づき自衛消防組織の設置及び消防計画の作成が義務づけられている施設について、法令に基づき適正な措置が講じられるよう指導する。

特に、多数の者が出入りする小規模なビルや商業施設においては、地震災害特有の対応事項を含めた防災管理が適正に実施されるよう指導を徹底する。

また、消防計画に基づいて定期的に行われる初期消火、通報及び避難等の訓練が適切に実施されるよう、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

(イ) 自衛消防組織の整備推進に向けた理解の確保

市は、消防法の規定により自衛消防組織の設置が義務づけられていない施設についても、自衛消防組織の設置が推進されるよう、関係者の理解確保に努める。

また、これらの施設について自衛消防組織が設置された場合には、被害の発生と拡大を防止するための防災計画の策定並びに定期的な防災訓練の実施により自主防災体制の確立が図られるよう、関係者の理解確保に努める。さらに、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

ウ 自衛消防組織の活動内容

自衛消防組織等の主な活動内容は次のとおりである。

(ア) 平常時の活動

- a 防災要員の配備
- b 消防用設備等の維持及び管理
- c 家具・什器等の落下・転倒防止措置
- d 各種防災訓練の実施等

(イ) 災害発生時の活動

- a 出火防止及び初期消火活動の実施
- b 避難誘導活動の実施等
- c 救援、救助活動の実施等

(2) 企業等における事業継続計画の策定促進

企業等は、災害時における企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に中核事業を継続又は早期に復旧させるための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事

業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

市は、企業における事業継続計画（BCP）の策定が促進されるよう普及啓発を図るとともに、実効性の高い方策が盛り込まれるよう計画策定への支援を行う。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

（3）市等における事業継続力強化支援計画の策定促進

市、商工会及び商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

（4）企業等における帰宅困難者対策の促進

市は、災害時において公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な従業員等に対し、一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

（5）企業等における緊急地震速報受信装置等の積極的活用

企業等は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

第9節 災害ボランティア受入体制整備計画

大規模な災害が発生し、被災者に対する救援活動が広範囲や長期に及ぶ場合、自発的な応援活動を行うボランティアの存在は発災直後から復旧過程において非常に重要な役割を果たすこととなる。市は、社会福祉協議会、ボランティア関係機関・団体、NPO等と密接に連携し、災害発生後にボランティアとして活動する者が集まった場合の窓口や活動内容等の受入体制について平常時から整備するとともに、ボランティア活動が円滑に行われるよう活動環境の整備に努める。

1 ボランティアの定義

市防災計画におけるボランティアとは、災害時において被災者の支援活動に自主的・自発的に参加する者をいう。

2 ボランティアの活動対象

災害時におけるボランティアを、専門的知識・技術や特定の資格を有する者(以下「専門ボランティア」という。)及びそれ以外の者(以下「一般ボランティア」という。)に区分し、その活動内容は、おおむね次のようなものとする。

区 分		活 動 内 容	必 要 な 資 格 等
専門ボランティア	医療	発災直後の医療活動や病院等における医療支援活動等	医師、歯科医師 薬剤師、看護師等
	介護	避難所等における要介護者への支援、一般ボランティアへの介護指導等	介護福祉士、寮母、ホームヘルパー等介護業務の経験者
	手話通訳、要約筆記	手話通訳、要約筆記による情報提供活動や要配慮者の生活支援等	手話、要約筆記に堪能な者
	外国語通訳	外国語通訳による情報提供活動等	外国語に堪能な者
	砂防	土砂災害警戒区域等の危険度の点検、判定等	土砂災害等の知識を有する者
	水防協力団体	水防活動に協力し、情報収集や普及啓発活動等	水防管理者が指定した団体
	消防	初期消火活動や救急救助活動その他避難誘導等の支援	消防業務の経験者
	被災建築物応急危険度判定	建物の倒壊、外壁等落下の危険度を調査し、建物使用の可否を判定等	被災建築物応急危険度判定士
	被災宅地危険度判定	住宅宅地の危険度を判定等	被災宅地危険度判定士
	通信	アマチュア無線等による被災地の情報収集、提供活動等	アマチュア無線技士
	緊急点検被害調査	公共土木施設等の緊急点検や被害状況の調査	県との協定締結団体の登録会員
	動物救護	負傷動物及び飼い主不明動物等の救護	獣医師及び動物愛護等の知識を有するもの

	歴史資料救済	歴史資料（文化財等）の被害状況の情報収集及び救済活動支援等	歴史資料（文化財等）の取扱いに関する知識を有する者
	一般ボランティア	・避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動 ・救援物資、資機材等の配分・輸送 ・家財の搬出、家屋の片付け、がれきの撤去等軽易な応急・復旧作業 ・災害情報、生活情報等の収集・伝達 ・被災者の話を聞く傾聴活動 ・災害ボランティアの受入事務	

市災害ボランティアセンターは主に一般ボランティアを対象とした支援を行うものとし、専門ボランティアの活動は、市並びに県災害対策本部からの要請に基づいて行われる。

3 ボランティアの受入体制の整備

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時におけるボランティアの受入体制を整備する。その際に設置される長井市災害ボランティアセンターについては、単なるボランティアの調整機関ではなく、被災者に寄り添った視点で運営・活動する。

（1）長井市災害ボランティアセンターの設置シミュレーションの実施及び設置運営マニュアルの整備

ア 市災害ボランティアセンターの活動

- （ア）ボランティアの募集、受入れ、登録
- （イ）被災者のニーズの把握と分析
- （ウ）ニーズとボランティアの調整
- （エ）他機関との調整、資機材の調達、広報

イ 市災害ボランティアセンターの体制

市、社会福祉協議会及びNPO等の関係団体は、県社会福祉協議会と密接な連携を図りながら、関係団体の協力のもと、市災害ボランティアセンターを設置・運営する。

（2）市災害ボランティアセンターの設置場所

市は、社会福祉協議会や関係団体等と協議のうえ、災害発生時における災害ボランティアセンターの設置場所について、複数施設をあらかじめ選定しておく。

（3）ボランティアコーディネーターの養成

ボランティアが被災地において円滑な活動を行うためには、ボランティアの活動調整等を行うコーディネーターの役割が重要であることから、市及び社会福祉協議会は県及び関係団体と連携し、その養成の推進を図る。

4 ボランティアの育成

（1）ボランティア活動の広報・普及啓発

市は、平常時から防災訓練等の機会を捉え、災害ボランティア活動の重要性や活動内容

等の普及啓発を行うとともに、広報研修等を通じてボランティア活動に対する意識を高め、社会全体としてボランティア活動の行いやすい環境づくりを進めるものとする。

(2) 災害時協力団体等の登録

市は、災害時において被災者の支援や応急対策に協力可能な団体等（個人登録含む。）について、団体名や連絡先、活動内容等の事前登録を促進し、災害時の対応に備えるものとする。

(3) ボランティアの養成

市及び社会福祉協議会は、関係団体等と連携し、ボランティアが被災地で活動するうえで必要となる知識や技術を習得できるよう、研修等を実施し、ボランティアの養成に努めるものとする。この際、活動の安全性を確保するためのボランティア保険の普及・啓発、加入促進も合わせ実施する。

5 活動環境の整備

市は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

また、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

6 地域コミュニティの活性化

災害時において地域とボランティアとが円滑に連携し災害に的確に対応できるよう、市は社会福祉協議会と連携を図りながら、地域における日常的な相互扶助活動を推進するとともに、地区コミュニティ組織等に対し地域コミュニティの活性化に向けた支援や指導を行うものとする。

第10節 防災訓練計画

災害発生時の防災活動を的確かつ円滑に実施するためには、平常時における訓練の積み重ねが重要である。また、災害対策の実施には防災関係機関及び地域住民等との連携が重要となるため、市は、県、防災関係機関、地域住民等との連携を図りながら着実な訓練を実施して、災害対応力の強化に努めるものとする。

1 市が実施主体の防災訓練

災害発生時の初動体制や応急対策等を的確かつ円滑に実施するため、単独もしくは他の機関と共同して、定期的又は随時に以下に掲げる訓練を実施するものとする。なお、各訓練の詳細は、事前に関係機関と協議し、その都度定めるものとする。

(1) 総合防災訓練

法令及び本計画の定めるところにより、単独又は県及び防災関係機関と共同して防災訓練を実施する。

ア 市は、災害対策基本法に基づき、災害時における関係機関、住民との相互協力体制を確立するとともに、住民の防災意識の高揚を図ることを目的として、総合的な防災訓練を年1回実施するものとする。

イ 訓練の実施時期や場所、実施方法については、防災関係機関と協議の上、市総合防災訓練実施要綱を定め実施するものとする。

ウ 訓練の実施に当たっては、以下の事項に留意する。

- 学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等との連携に努める。
- 地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。
- 災害時の男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点に対する十分な配慮に努める。
- ペット同行避難者の受入体制が整備されるよう努める。
- 訓練シナリオに緊急地震速報を取り入れ、安全確保行動をとる訓練を盛り込むなど地震発生時の対応行動の習熟に努める。
- 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。
- 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

また、現場の対応力向上を図るため、実施方法や内容等について、適宜、見直しを行っていく。

(2) 職員動員配備訓練

市は、災害発生時、災害応急対策を早期に実施するため、必要な人員を早期に動員し

防災体制を確立するため、職員動員配備訓練の実施に努める。

(3) 水防訓練（水防団）

市及び長井市水防団は、水防計画に基づき、大雨等による出水や洪水を未然に防止するため、水防工法の習得と水防技術の向上を目的に、水防訓練を実施する。

(4) 消防訓練（消防団）

消防活動の円滑な遂行を図るため消防に関する訓練を行い実践的能力の涵養を図り、消防計画に基づき関係機関の協力を得ておおむね次の訓練を実施する。

また、団員の技術向上のため、消防学校で行われる、専科・幹部・特別教育に計画的に派遣する。

- ア 火災警報伝達訓練
- イ 出動訓練(合わせて初期消火訓練)
- ウ 消防操法技術訓練
- エ 救助避難誘導訓練

2 防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は、市が実施する総合防災訓練に積極的に参加するほか、それぞれが定めた計画に基づいて、防災体制の確立、被害情報の収集伝達及び応急措置等に関する訓練を実施する。

特に、防災関係機関相互における被害情報等の伝達、応援要請、広報依頼等の訓練実施について留意する。

3 学校の防災訓練

学校管理者は、学校安全計画及び危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)の策定により、冷静かつ迅速な行動が取れるよう、的確な対応を確保し、次の点に留意して年1回以上防災訓練を実施するものとする。

- (1) 授業中、昼休み等学校生活の様々な場面を想定すること。
- (2) 児童・生徒の避難誘導を実施すること。
- (3) 季節を考慮した訓練を実施すること。
- (4) できる限り地域との連携に努める。

4 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練

危険物施設及び病院・福祉施設並びにホテル旅館や大規模店舗等不特定多数の者が利用する施設等、防災対策上特に注意を要する施設の管理者等は、大地震が発生した場合の職員の対応等について定めた防災計画に基づき、施設利用者の避難誘導や初期消火等の訓練を実施するものとする。

特に、病院・福祉施設及び保育・幼児教育施設は、災害時に自力で避難することが困難な病人、けが人、高齢者、障がい者及び幼児等の要配慮者が多数利用していることから、施設の管理者は、職員及び施設利用者に対する避難誘導訓練や市及び防災関係機関との緊密な連携のものの情報伝達訓練を実施するなど十分な防災訓練を行うとともに、

防災関係機関や付近住民から避難時の協力を得られるよう連携の強化に努めるものとする。

市は、要配慮者利用施設の避難訓練の実施状況等について、定期的に確認し、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

5 自主防災組織の防災訓練

自主防災組織は、自主的に防災訓練を実施し、災害時の対応に備える。また、図上訓練についても実施に努める。

市は、自主防災組織が実施する防災訓練に対し、必要な助言や協力及び防災訓練資機材等の支援に努める。

6 ライフライン施設応急復旧訓練

交通、電力、電話及び上下水道等、住民の社会活動の重要な施設の管理者は、災害時における施設の保全と応急復旧が迅速に行われるように、それぞれ応急復旧訓練を実施するものとする。

7 実践的な訓練の実施と訓練結果の評価・総括

- (1) 市及び防災関係機関は、訓練を行うにあたって、可能な限り訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。
- (2) 訓練実施後には課題等の実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、以降の訓練や地域防災計画への反映を行う。

第11節 避難体制整備計画

地震による災害は、火災等の二次災害の発生と相まって、大規模かつ広域的となる恐れがあることから、地域住民が安全かつ計画的に避難できるよう、市は平常時から、避難場所の安全確保及び誘導方法等について必要な体制の整備を行うとともに、避難所としての機能の整備、充実に努める。

1 避難場所、避難所の定義

(1) 指定緊急避難場所

災害による危険から避難してきた住民等が、危険が去るまで又は指定避難所へ移動するまでの間、一時的に滞在するために利用する施設又は公園、グラウンド等であり、法の基準を満たし、かつ地域防災計画で指定した場所をいう。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(2) 指定避難所

家屋の倒壊、焼失等で被害を受けたもの又は被害を受けるおそれのある者を体育館、コミュニティセンター及び学校等の公共施設等に避難させ、一定期間保護するための施設であり、法の基準を満たし、かつ地域防災計画で指定した施設をいう。

2 指定緊急避難場所の指定

市は、避難場所の管理者（設置者）の同意を得たうえで、災害の種類に応じて指定することとし、指定にあたっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 管理条件

洪水、崖崩れ、土石流、地滑り、地震、大規模な火事、内水氾濫等の災害が切迫した状況において、速やかに開放できる管理体制を有していること。

また、指定する施設が地震に対して安全な構造であり、その周辺に、地震発生時に住民の生命・身体に危険を及ぼす建築物、工作物等がないこと。

(2) 立地条件

人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがないと認められる土地の区域（安全区域）内に立地していること。

(3) 構造条件

指定緊急避難場所が安全区域外に立地する場合には、災害に対して安全な構造で、洪水等については、その水位よりも上に避難スペースがあり、当該部分までの避難上有効な経路があること。

(4) その他留意点

- ・避難者を収容するための必要面積は、おおむね1～2㎡毎1人を目安とする。
- ・延焼等の二次災害の危険性がないこと。

3 指定避難所の指定

市は、学校、コミュニティセンター等の公共的施設等を対象に、施設の管理者（設置者）の同意を得たうえで指定し、機能の整備を図るものとし、指定にあたっては、次の事項に留意する。また、要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。

なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものの指定を推進する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な伝達手段の確保に努める。

（1） 指定に係る条件等

ア 規模条件

被災者の生活の場となることを踏まえ、必要かつ適切な規模を有するものであること（必要面積はおおむね3㎡毎1人を目安とする）。

イ 構造条件

速やかに被災者等を受け入れ、又は生活物資等を配布することが可能であること。

ウ 立地条件

想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

エ 交通条件

車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあること。また、在宅で避難生活を送る者に対する物資供給の際にも拠点となりえること。

（2） その他留意点

ア 必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から関係部署（特に総務課、健康スポーツ課）が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。また、避難所運営のノウハウを有するNPOや医療・保健・福祉の専門家、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

イ 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

ウ あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

4 避難場所等の事前周知

市は、避難場所等を指定したときは、次の方法等により住民にその位置及び避難に当たっての注意事項等の周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやSNS等の多様な手段の整備に努める。

(1) 避難誘導標識、避難場所案内板等の設置

市は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

(2) 広報誌、長井市防災マップ、チラシの配布等**(3) ホームページへの掲載****(4) 防災訓練等の実施**

なお、次の事項については特に周知徹底に努める。

- 避難とは、「危険な場所から安全な場所へ移動する。」ことで、安全な場所にいる人まで避難する必要はなく、また、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべき等の避難に関する情報の意味。
- 指定緊急避難場所と指定避難所の役割に違いがあること。
- 指定緊急避難場所は災害の種類に応じて指定されていること。
- 指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合や、やむを得ないと住民自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所や屋内での待避等を行うこと。
- 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当な場合があること。

また市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、地域住民が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

5 避難路の安全確保

市は、避難場所等に至る避難路の安全を確保するため、次の事項に留意する。

- (1) 避難場所等へ至る主な経路となることが予想される複数の道路について、十分な幅員の確保と延焼防止、崖崩れ防止等のための施設整備に努めること。
- (2) 地区内のその他の道路についても、道路に面する家屋や構築物等をあらかじめ点検し、災害発生時の避難の支障となる箇所の有無を住民に周知すること。

6 公共用地の活用

市は、公共用地について、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地・国有地の有効活用を図る。

7 避難場所等に係る施設、設備、資機材、食料等の整備

市は、避難場所等及び避難路について、その管理者(設置者)と十分調整を図り、次のとおり施設、設備及び資機材等の整備に努めるものとする。

- (1) 避難所及び避難路の耐震化
- (2) 断水時でも使用可能なトイレ、非常用発電機若しくは非常用電源設備を備えた構内

放送や換気・照明設備、ガス設備、電話不通時やつながりにくい時にも使用可能な衛星通信の通信機器、放送設備等避難者への情報伝達に必要な設備等の整備。なお、非常用電源設備は、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた整備に努めるものとする。

- (3) 地域完結型の備蓄施設（既存施設のスペースも含む）の確保並びに給水用資機材、食料、炊き出し用具（食料及び燃料）、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、毛布等の生活必需品や段ボールベッド、パーティション等新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等のほか夏期、積雪期・寒冷期を考慮した冷暖房器具の配備

- (4) 要配慮者、女性及び子供に配慮した資機材等の整備

- (5) 要配慮者に配慮した避難所等への誘導標識の整備と避難施設の空調、洋式トイレ、バリアフリー化等の環境整備

- (6) 避難者の長期滞在に備えた環境整備

ア バリアフリー化されていない施設を利用する場合は、高齢者や障がい者が利用しやすいよう、障がい者用トイレ、スロープ等の整備に努める。

イ プライバシー確保のための間仕切り用パーティションや冷暖房機器の増設等の環境整備。

- (7) 男女双方及び性的マイノリティの方等に配慮した施設の環境整備に努める。（更衣室、物干し場等の女性専用スペースや多目的トイレ、シャワー室、更衣室の確保）

- (8) 避難所における良好な生活環境の確保

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

8 避難指示等の発令体制の整備

市は、災害時に適切な避難指示等ができるよう、あらかじめ次の事項に留意して避難指示等の発令体制を整備する。また避難指示等の発令、土砂災害についてはそれらの解除を行う際は、国又は県へ必要な助言を求めることができるよう、連絡方法等を確認しておく。

- (1) 避難指示等を発令する基準の明確化
- (2) 避難情報の伝達体制
- (3) 避難場所の名称、所在地、収容人員
- (4) 避難所の名称、所在地、収容人員
- (5) 避難路及び誘導方法

9 避難行動要支援者の避難支援計画

市は、避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、避難行動要支援者名簿及び個別

計画を作成するものとする。また、避難の安全のため、特に次の事項に配慮するものとする。

- (1) 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の事前把握
- (2) 早期避難のための迅速・確実な避難情報伝達体制の確立
- (3) 防災・福祉関係者及び地域住民による避難支援体制の整備及び避難訓練の実施
- (4) 食品アレルギーを持った人等への食事面の配慮
- (5) 避難先での生活面の配慮

10 避難誘導体制の整備

市は、避難指示等が発令された場合には住民が迅速かつ安全に避難できるような避難誘導体制を整備する。

特に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等多様な主体の連携や協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努め、情報伝達体制や避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

11 防災上特に注意を要する施設の避難計画

(1) 多数の要配慮者が利用する施設

学校、幼稚園、保育所、児童センター、病院及び社会福祉施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておくものとする。

ア 避難場所等、避難経路、誘導及びその指示伝達方法

イ 入院患者及び自力避難の困難な要配慮者等の避難誘導方法並びに自主防災組織・事業所等との協力体制

ウ 集団的に避難する場合の避難場所等の確保、保健衛生対策及び給食実施方法

エ 災害時における施設利用者の受入れに関する他施設との協定等

オ 保護者等への安否の連絡体制、及び引き渡し方法

(2) 不特定多数の者が利用する施設

高層建築物、スーパーマーケット、興行場、ホテル、旅館、駅その他不特定多数の者が利用する施設の設置者又は管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、避難計画を策定しておくものとする。

ア 施設内外の被災状況等についての利用者への的確な伝達

イ 利用者の施設外への安全な避難誘導

ウ 避難場所等に係る市との事前調整

12 福祉避難所の指定

市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、次の事項に留意し、必要に応じて福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、

人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

- (1) 相談等に当たる介助員等の配置(概ね10人の対象者に1人)
- (2) 高齢者、障がい者等に配慮したポータブルトイレ等の器物の整備
- (3) 日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材の整備

指定にあたっては、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、生活相談職員の確保が比較的容易である社会福祉施設等、収容する避難者にふさわしい施設を選定し、福祉避難所として必要な設備及びケアにあたる人材の確保について配慮するものとする。

なお、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。前述の公示を利用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要になった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

また、適当な施設を指定することが困難な場合は、既に一般避難所に指定している施設において、要配慮者に対して特別な配慮をする場所や部屋の区分け等により、一般の避難所を福祉避難所として指定するよう努めるものとする。

第12節 救助・救急体制整備計画

大規模地震が発生し、建物の倒壊や火災等が同時多発する現場において、多くの被災者を迅速かつ的確に救出・救助するため、防災関係機関等が連携して実施する初期活動から救急搬送までの活動体制の整備について定める。

1 自主防災組織の対策

地域における要救助者の発生状況の把握は、各地区の町内会組織の力に依るところが大きく、また、初期段階における自主防災組織の対応がその後の救出作業において大きく影響することから、次のとおり体制の整備を図るものとする。

(1) 情報の収集・伝達体制の確立

地域における要救助者の発生状況等を、速やかに消防機関、市、警察署に通報するとともに、これら防災関係機関の避難の勧告・指示等を速やかに伝達する体制を整備する。

(2) 防災用資機材の整備

救助活動に必要となるチェーンソー、エンジンカッター、簡易ベッド等の資機材について市と協力して計画的に整備する。

(3) 防災訓練の実施

防災関係機関が要救助現場に到着するまでの間、自主防災組織が迅速かつ的確に救助活動を展開することが極めて重要であることから、平常時から、消火活動や損壊した建物からの救助活動等について十分な訓練を行う。

2 市及び消防本部の対策

市及び消防本部は、災害発生時の救助活動、救急搬送について、地域住民及び防災関係機関が連携した活動ができるよう体制の整備を図るものとする。

(1) 住民に対する防災意識の啓発

市及び消防本部は、地域住民に対し、救助訓練、応急手当の普及啓発活動等を実施し、住民の防災意識の高揚を図るとともに、消防団、自主防災組織及び地域住民が救出救助活動を効果的に実施できるよう指導する。また、要配慮者の避難誘導等が円滑に行われるよう努めるものとする。

(2) 民間組織等による救助・救急支援体制の確保

同時多発する建物倒壊や火災等に備え、地元建設業者等から、救助活動に必要な重機や操作要員の派遣が受けられるよう協定を締結する等の体制を整備する。

(3) 消防機関の救助・救急体制の整備

ア 常備消防機関

消防機関は、救急隊員、救助隊員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動が行われるよう教育訓練を行うとともに、専任率の向上を図る。また、救急

隊員としてより高度な応急処置を行うことができる救急救命士の養成及び高規格救急自動車、救助工作車等の救助・救急用資機材の整備に努める。

イ 消防団

市及び消防本部は、消防団員の入団促進や消防団協力事業所表示制度の活用などにより消防団活性化対策を総合的かつ計画的に推進する。さらに、消防団が災害発生時に一刻も早く災害現場に到着することができるよう、団員の連絡・参集体制の充実を図るとともに、地域住民と協力して一人でも多くの人員で救助・救急活動を行えるよう、日頃から地域住民と連携した初動体制の確立に努める。

また、消防団の救助・救急活動に係る教育訓練を積極的に行うとともに、消防団におけるハンマー、ジャッキ、チェーンソー及び無線機器等の救助・救急用資機材の整備に努める。

(4) 連携体制の構築

ア 防災関係機関の連携

救助の対象となる被災者の発生情報は、災害応急対策において最も重要な情報項目であることから、市及び消防組織は自らの活動によりこれを迅速に把握するとともに、地域住民や自主防災組織、警察機関、県等は適切に情報交換できる体制を整備するなど、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するように努める。また、初期活動から救急搬送までの一連の実働訓練を実施し、防災関係機関の連携や相互の役割分担を常に確認しておく。

イ 民間組織の協力

(ア) 公衆通信網が途絶した場合に備え、コミュニティFM等のメディアを活用するとともに、アマチュア無線局への協力依頼などを通して、災害時における多様な通信手段の確保や情報収集伝達体制の充実強化を図る。

(イ) 市内の各タクシー会社と、通行中に発見した要救助者の通報について協力が得られるような体制を整備する。

(5) 救助・救急活動における交通確保

被災者を的確に救助するためには、消防機関等が一刻も早く災害現場に駆けつけ、救出した被災者を迅速に医療機関に搬送することが重要である。このため、建物等の倒壊や道路の損壊等により通行障害が発生した場合の情報提供方法及び交通確保対策を、警察や道路管理者と協議し定めておくものとする。

(6) 医療機関との情報伝達体制の整備

多数の救出者を迅速かつ的確に医療機関に救急搬送するため、緊急患者受入の確認方法等、医療機関との情報伝達体制の確立を図るものとする。

(7) 応援受入体制の確立

ア 同時多発的に災害が発生し本市の組織のみで対応できない場合、関係法令や協

定等に基づき、県、他市町村、消防機関、警察、自衛隊への応援要請について、その順位や手続き等をあらかじめ定めておくこととする。

イ これら関係機関の応援の受入体制のうち、特に被災者に関する情報の集約、活動区域の分担及び災害現場への応援部隊の誘導方法等について協議し、確立しておくものとする。

第13節 火災予防計画

地震による火災発生等の二次災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るために、市や消防機関などが実施する火災予防体制の整備を行う。

1 出火防止対策

(1) 一般対策

- ア 市及び消防機関は、広報活動により火災予防思想の普及啓発に努める。
- イ 市及び消防本部は、火災予防のため、耐震安全装置の付いた石油暖房器具の普及を図る。また、都市計画法に基づく防火地域及び準防火地域以外の地域においても、建築物の内装材料等の不燃・難燃化を指導する。
- ウ 消防本部は、飲食店など不特定多数の者が利用すると予想される防火対象物及び工場等で多量の火気を使用する防火対象物について、重点的に予防査察を実施する。

(2) 家庭に対する指導・啓発

市及び消防本部は、地域の自主防災組織等を通じて一般家庭に対し火災発生防止対策、消火器の整備と取扱いの指導及び初期消火活動の重要性を周知徹底する。

ア 地震発生時の対策

- (ア) 使用中の調理器具、暖房器具等の火を消す、又は電源を切る。
- (イ) ガスにあっては、元栓を締める。
- (ウ) 電力復旧時の火災発生を防止するため、電気のブレーカーを切る。

イ 平常時の対策

- (ア) 消火器、消火バケツ等の消火用器材の設置
- (イ) 住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器等の設置及び維持管理
- (ウ) 危険物及び可燃物等（灯油、食用油、ヘアスプレー等）の保管場所の点検

(3) 防火対象物に対する指導

市及び消防本部は、消防法に基づき防火管理を行わなければならない防火対象物について、防火管理者を選任させるものとする。

(4) 防火対象物定期点検報告制度等の実施指導

消防機関は、特定防火対象物（映画館、風俗営業店、飲食店、百貨店、旅館・ホテル、病院等の不特定多数の者が利用するもの）で、収容人数が一定規模以上のもの若しくは特定用途の防火対象物のうち避難が困難なものについては、防火対象物定期点検報告制度に基づく点検報告を実施させ、点検済証（セイフティマーク）を表示することにより、利用者の安全を確保する体制を確立することとする。

2 消防用設備等の適正な維持管理指導

(1) 市及び消防本部は、病院、社会福祉施設等要配慮者が利用する防火対象物にスプリ

ンクラー設備等の消防設備等の適正な設置を指導する。また、それ以外の防火対象物についても、法令等の規定による消防設備等の設置を完全に履行させ、その適正な維持管理を指導することとする。

(2) 市及び消防本部は、防火管理者、消防設備士、消防設備点検資格者を指導する。

3 初期消火体制の強化

(1) 自主防災組織の対策

ア 自主防災組織は、火災の発生状況を速やかに消防署に通報する体制を確立する。

イ 自主防災組織は、地域での防災訓練等を通じて、消火器の使用や消防水利の消防施設使用方法について習得する。

(2) 消火訓練の実施

消防本部は、防火管理者をおく事業所に対しては、消防計画に基づく各種訓練等を通じて、初期消火体制を確立するよう指導する。それ以外の事業所及び住民に対しては、地域における自主的な消火訓練を実施するよう指導するとともに、広報資料を配布する等により初期消火体制を強化するものとする。

4 消防施設等の整備

(1) 市における消防施設の整備

ア 市は、消防計画に基づき、消防施設、設備及び資機材等の整備を推進するとともに、常に整備点検を行い、適切に使用できる状態を保持する。

イ 地震発生時における同時多発火災や大規模火災等に対応するため、防火水槽や耐震性貯水槽、自然水利等の多元的な消防水利の整備に努める。

(2) 防火管理者による消防施設等の整備

防火管理者は、その消防計画に基づき、消防用設備等の整備及び点検を行う。

第14節 医療救護体制整備計画

大規模災害時に発生する多数の傷病者に対して、医療機関の機能低下や交通の混乱等による困難な条件の下で、応急的に適切な医療を提供するため、市及び関係機関があらかじめ必要な医療救護体制の整備を図る。

1 初期医療体制の整備

(1) 医療救護所設置場所の確保

市は、次の事項に留意して災害時における医療救護所の設置予定場所をあらかじめ定め、長井市地域防災計画に掲載し地域住民や防災関係機関に周知するとともに、地域の医療機関や医師会等関係団体に対して情報提供を行うものとする。

ア 設置場所

- (ア) 二次災害の危険のない場所であること。
- (イ) 傷病者搬送のための道路に直接アクセスできる場所であること。
- (ウ) 住民等に比較的知られている場所であること。
- (エ) ヘリコプターの緊急離着陸が可能な場所に比較的近接していること。

イ 設置スペース

冬期間の積雪・厳寒を考慮し、トリアージ、治療及び搬送待合の各スペースが屋内に十分確保できる建物があること。

ウ 設置予定場所

公立置賜長井病院及び長井市保健センターを中心に、災害の規模及び患者の発生状況等により、指定緊急避難場所及び指定避難所に指定されている小中学校の体育館、コミュニティセンター等医療救護活動に適した場所に設置する。細部、設置の場所等については、当時の状況に応じて決定する。

(2) 医療救護班の編成

市は、救護所の開設にあたっては、医師会や市内医療機関の協力のもと市医療救護班の体制を整備する。また、災害の規模や傷病者の発生状況によっては、県(県医師会、日本赤十字社山形県支部)に応援要請を行うものとする。

(3) 医療救護資器材の確保

ア 市は、災害時に医療救護所等において必要となる医薬品・医療資器材等を確保するよう努めるものとする。

イ 県及び市は、医薬品・医療資器材等を傷病者の医療救護のため必要な医療機関・医療救護所に速やかに提供できるよう、物資拠点等を確保するとともに、関係団体と連携し輸送体制の確立に努める。

2 住民等による自主的救護体制の整備

市は、災害時の初期医療をより円滑に行うために、地域の自主防災組織等が救護所などに

において軽微な負傷者に対し応急手当を行う等、救護班の活動を支援できるよう防災訓練等を通して普及啓発を図るとともに、家庭での医薬品の備蓄を推進するなど、住民の自主的な救護体制の整備を推進するものとする。

3 災害時の情報収集体制の整備

市は、県及び医療関係機関・団体と協力し、市内における医療機関等の被災状況及び医療提供情報等を速やかに収集し、市民に対して的確に提供する体制を整備することにより、傷病者への適切な対応及び受療機会の確保を図る。

4 医療体制等の整備

市は、消防機関・医療機関との情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備する。傷病者の移送については、災害時には道路交通の混乱が予想されるため、県警察による交通規制の実施や、陸上輸送が困難な場合の県消防防災ヘリコプターによる搬送の要請など、関係機関との調整を行う。

5 災害拠点病院との連携

重篤患者など医療救護班及び市内の医療機関で対応できない場合に備えて、県により整備されている次の災害拠点病院との連携体制を整える。

- (1) 地域災害拠点病院：公立置賜総合病院
- (2) 基幹災害拠点病院：県立中央病院

第15節 都市の防災化計画

市街地開発や道路橋梁整備、公園・緑地整備を通して、災害が発生した場合の被害等を最小限にとどめるため、都市の防災化を計画的に進める。

1 公園・緑地整備事業の推進

公園・緑地は、災害時における重要な避難救援場所になるとともに、大火災の延焼を防止する緩衝帯となる。また、物資集積の基地、緊急のヘリポートとしても利用可能なことから、防災上の重要な空間と位置付け、計画的な整備を図るものとする。

市内の主な公園・緑地：松ヶ池公園（長井市神明町）

あやめ公園（長井市横町）

生涯学習プラザ運動公園（長井市九野本）

2 道路・橋梁整備事業の推進

道路・橋梁は、災害時における避難、消防活動、医療搬送、物資輸送の基盤となるものであり、災害発生時の被害の軽減、応急活動等の円滑化を図るため、関係機関と連携のうえその耐震性を確保するとともに、安全な緊急輸送路及び避難路確保、延焼防止効果など、防災に対応した整備を図るものとする。

3 市街地開発の推進

防災上危険となる無秩序な市街地の形成を防止するとともに、都市機能や防災性の向上等良好な市街地の形成を図るため、民間活用も含めて都市再開発事業や土地区画整理事業の促進に努めるものとする。

4 宅地開発

都市の計画的な発展と良好な市街地の整備を図るため、宅地開発に対し、防災性と安全性に関する指導の強化に努めるものとする。

5 消防施設の整備

地震発生時には、消火栓の使用不能や消防ポンプ車の進入不能等、消火活動に支障をきたす事態の発生が予想されるため、耐震性貯水槽、防火水槽、プール及び自然水利等多様な消防水利を整備するとともに、可搬式動力ポンプの整備を推進するなど、消防施設の計画的な整備を図るものとする。

6 防災活動拠点の整備

災害発生時の防災活動の拠点となる公共施設の耐震化を推進するとともに、災害時の現地対策本部となり得る各地区コミュニティセンターや避難場所となる学校施設においては、平常時に住民に対する防災教育や訓練の場として活用する。また、当該施設においては、応急対策や災害復旧活動が迅速に行えるよう必要な防災資機材の整備を図るものとする。なお、整備にあたっては、緊急輸送道路上にある道の駅など、既存の公共施設の防災活動拠点施設化も検討する。

7 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

防災関連施設、特に地震防災上緊急に整備すべき施設等については、地震防災対策特別措置法に基づく山形県地震防災緊急事業五箇年計画に基づき計画的に整備を推進する。

特に小型動力ポンプ付積載車及び耐震性貯水槽については、第6次地震防災緊急五箇年計画(令和3年度～令和7年度)に計上し、引き続き整備を進めるものとする。

第16節 防災用通信施設整備計画

災害時における住民への情報伝達、各防災関係機関相互の連絡及び災害現場との通信を迅速かつ的確に行うための手段等を確保するため、通信施設及び体制を整備する。

1 防災用通信施設の整備

災害発生時においては、市災害対策本部を中心に消防、警察等の防災関係機関やライフラインの生活関連機関等が緊密に連携して対処することが重要であり、住民に対しても迅速かつ的確な情報伝達を行わなければならないことから、市は、次のとおり通信施設の整備に努める。

(1) 市の整備する防災用通信施設

ア 住民への情報伝達手段の整備

市から住民に迅速かつ的確な情報の伝達を行うため、コミュニティFM放送局と連携し、避難指示等の緊急情報の伝達が必要となったときは、ラジオ番組への緊急割込放送を行い、長井市防災ラジオと屋外拡声装置を自動起動させて伝達する。これらのシステムには全国瞬時警報システム(J-Alert)を接続し、緊急地震速報や特別警報等の情報も伝達する。

これらの機器が確実に作動するよう、試験放送や定期的な保守点検を実施していくとともに、市庁舎とコミュニティFM放送局間の通信の無線化や、コミュニティFM放送局からも防災ラジオ等を自動起動させる仕組みの構築など、万全の伝達体制の整備を推進する。

イ 移動系防災行政無線等の整備

市庁舎と避難所間及び災害現場間又は災害現場等相互間において迅速かつ的確な情報の収集・伝達を行うため、移動系防災行政無線やMCA無線を整備している。

これらの機器が確実に作動するよう、定期的な保守点検を実施していく。

(2) 山形県防災行政無線

山形県防災行政無線は、地域における防災対策、応急救助及び災害復旧に関する業務を遂行するための情報通信を担うことを目的として設置されている。市町村、消防本部及び県関係機関等、防災関係機関を無線回線（非常用電源完備）で結び、更には、衛星通信により消防庁及び都道府県間等との通信が可能となっている。また、停電時に備えて全局に非常用電源を備えている。

2 通信施設の災害予防対策

(1) 停電対策

商用電源停電時にも通信設備に支障がないよう、各通信施設に非常用発電設備及び直流電源設備等の整備に努める。

(2) 耐震・障害対策

通信鉄塔、局舎、通信設備及び機器等の耐震点検と補強、固定を行い耐震性を補強するとともに、回線の多ルート化及び関連機器の二重化を推進し、災害に強い伝送路の構築に努める。

(3) 運用対策

通信施設を設置している機関は、災害時の通信の輻輳及び途絶を想定し、通信機器の操作や災害時の運用方法について訓練に努める。

また、通信施設は確実に使用できるよう、適切に保守、維持管理を行い、非常用発電設備については、災害発生時における商用電力の停止を想定し、保守点検及び操作訓練を定期的に行うものとする。

(4) 通信機器の配備及び調達体制の整備

災害現場における各機関相互の防災活動を円滑に進めるため、防災相互通信用無線機等の整備に努めるとともに、通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議しておくものとする。

3 電気通信設備等の活用

(1) 移動系通信設備

市は、災害時に有効な携帯電話・自動車電話等の電気通信事業用移動通信、業務用移動通信、アマチュア無線、衛星通信による移動通信系の活用体制について整備しておくものとする。

また、住民への伝達においても、携帯端末の緊急速報メール、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、コミュニティFM等を活用し、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

(2) 災害時優先電話

市は、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

4 パソコンネットワークの整備

災害発生時において、災害対策本部や防災機関・団体、避難所等の相互において情報を共有し、災害状況や避難状況、救援物資の要請等を行うためのパソコンを利用したネットワークの構築を検討する。

第17節 土砂災害等予防計画

災害による地すべり、崖崩れ等に起因する土砂災害の未然防止と、被害の軽減を図るため、これらの危険箇所の現状を把握し、土砂災害警戒区域等の周知、警戒避難体制の確立等総合的な対策を実施する。

1 土砂災害警戒区域等の調査・周知

(1) 危険箇所の調査

市は、県が調査、点検をした地すべり、がけ崩れ、土石流等の危険箇所について県及び関係機関の協力を得て、定期的に危険度を把握するための調査を行うこととし、特に、学校、医療機関、社会福祉施設など要配慮者が利用する施設が含まれる危険箇所については、重点的な把握に努めるものとする。

(2) 危険箇所の周知

ア 土砂災害警戒区域

土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」という。)に基づき、土砂災害警戒区域に指定された区域毎に警戒避難体制の整備について定め、住民に周知徹底を図るものとする。

イ 山地災害危険区域

山地災害危険地区調査要領に基づき、国及び県が調査、判定したもので山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれのある地区や災害が発生した地区についてホームページで公開等の手段により住民への周知徹底を図るものとする。

2 土砂災害予防対策の推進

(1) 土砂災害危険区域の指定

県は、危険箇所において災害防止施設の整備を推進するとともに、一定の行為を禁止・制限するため、対象地を関係法令に基づく指定箇所に指定する。

法令名	指定箇所名
砂防法	砂防指定地
地すべり等防止法	地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域
森林法	保安林
建築基準法	災害危険区域
宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成等工事規制区域 特定盛土等規制区域 造成宅地防災区域

(2) 所有者等に対する予防措置の指導

市は、土砂災害危険区域の土地所有者、管理者、占有者に対して、その安全な維持管理に努めさせるとともに、積極的に予防措置の指導を行うものとする。

(3) 危険区域のパトロール強化

市は、土砂災害の未然防止を図るため、梅雨期(集中豪雨期)、台風期、降雪期、融雪期等を中心に、防災関係機関の協力を得て、危険区域のパトロールを実施する。

(4) 緊急連絡体制の確立と要配慮者への配慮

市は、県と連携し、緊急時における防災関係機関や自主防災組織との連絡体制を確立するとともに、要配慮者の避難時の移動困難を考慮し、地域と連携した警戒避難体制の構築を図るものとする。

(5) 警戒避難体制の確立

市は、土砂災害警戒区域等における土砂災害を防止するため、次の項目を定めるものとし、「長井市防災マップ」に掲載するとともに、防災講演・研修会及び指導、助言を積極的に行い周知徹底を図るものとする。

- ① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達
- ② 予報又は警報の発令及び伝達
- ③ 避難場所、避難路及び救助
- ④ 避難訓練の実施
- ⑤ 要配慮者利用施設の名称及び所在地
- ⑥ その他当該警戒区域等における必要な警戒避難体制

(6) 避難区域住民に対する広報活動

市は、土砂災害警戒区域内に居住する住民に対し、土砂災害に関する防災知識、避難場所等の避難体制並びに災害情報の連絡方法等について周知徹底を図るものとする。

(7) 要配慮者利用施設対策

市は、県や関係機関と協力して、土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設の管理者等に土砂災害に関する情報を周知し、土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図るとともに、避難確保計画の作成や避難訓練実施の支援等警戒避難体制の確立に努める。

(8) 緊急用資機材の確保

市は、県とともに、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために、必要な資機材を確保し、緊急時に備えるものとする。

3 土砂災害防止対策事業の推進

(1) 地すべり災害予防事業

県は、地すべり等防止法の規定による地すべり防止区域内において、地すべりによる災害を助長するような有害な行為を規制し、地すべり防止工事の推進を図るものとする。

(2) 土石流災害予防事業

砂防法の規定による砂防指定地内において、有害な行為を規制し、大雨等により崩壊を生ずるおそれのある危険溪流については、ダム工、床固工等所要の防止工事の推進を図る

ものとする。

(3) 急傾斜地崩壊災害予防事業

がけ崩れ災害から住民の生命及び財産を保護するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域における有害な行為を規制し、崩壊防止工事の推進を図るものとする。

(4) 山地災害予防事業

山腹の崩壊、崩壊土砂の流出が発生する危険のある森林において、その危害が人家又は公共施設に及ぶおそれのある箇所についての実態把握に努め、警戒避難体制を確立するなど、総合的な山地災害対策の推進に努めるものとする。

4 住宅移転の促進

災害危険区域、がけ地区域又は土砂災害特別警戒区域内から区域外に移転しようとする者に対して、市は国・県と協調して補助金を交付することにより、区域内に存する住宅の移転を促進するものとする。

5 軟弱地盤等液状化対策の推進

(1) 地盤液状化現象の調査研究

市は県と連携して、大学や各種研究機関における調査研究の成果を参考にして地盤液状化現象に関する調査研究を行い、液状化が予想される地域の分布状況等の資料やマップ等の整備を図るものとする。

(2) 地盤液状化対策工法の普及

市は県と連携し、地盤液状化の発生が予想される地域に対して、耐震基準の適用及び各種対策工法の普及を図るものとする。

6 被災宅地危険度判定体制の確立

市は県と連携し、大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止又は軽減を図り、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士を計画的に養成登録し、宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握してその危険度判定が実施できるよう、被災宅地危険度判定体制の確立に努めるものとする。

第18節 建築物災害予防計画

地震による建築物災害の未然防止と被害の軽減を図るため、庁舎、病院及び学校等の防災上重要な公共建築物並びに一般建築物等の耐震性と不燃性の強化を促進するとともに、災害時の住宅被害を想定した迅速な復旧のための事前体制の構築を図る。

1 建築物の耐震性の確保

(1) 防災活動の拠点となる公共建築物の耐震性の確保

大規模な災害が発生した場合に、防災活動の拠点となる建築物(以下「防災拠点施設」という。)の安全性を確保するため、新築、建て替え時においては、国が定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」を参考に、耐震性を強化した施設づくりを推進する。

- ア 災害対策本部が設置される施設(長井市庁舎等)
- イ 医療救護活動に従事する機関の施設(保健センター、医療施設等)
- ウ 応急対策活動に従事する機関の施設(消防本部等)
- エ 避難施設(小中学校、コミュニティセンター等)
- オ 社会福祉施設等(特別養護老人ホーム等)

(2) 建築物の耐震診断・耐震改修の促進

市は、「長井市建築物耐震改修促進計画」(平成26年12月改訂。以下「市促進計画」という。)に基づき、建築基準法による現行耐震基準施行(昭和56年)以前の建築物を中心に、市内全域において耐震診断を実施し、必要と認めたものから、順次、改修等を推進するよう努めるものとする。また、一般住宅についても、所有者が積極的に耐震化に取り組めるよう必要な啓発、助言、指導を行うものとする。この際、既存木造住宅の耐震診断等を推進するため、建築関係団体と連携し、県の講師派遣支援を受け耐震診断の講習会を開催し、受講した技術者を耐震診断士として認定登録する。

(3) 防災設備等の整備、維持管理

ア 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- (ア) 配管設備類の耐震性強化
- (イ) 非常用電源の基本能力の確保等
 - (代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるよう燃料の備蓄等)
- (ウ) 飲料水の基本水量の確保等
 - (食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備)
- (エ) 消防防災用設備等の充実
- (オ) 情報・通信システム等の耐震性能の向上及び通信途絶時に備えた衛星通信等の

非常用通信手段の確保

イ 維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検の台帳や防災関係図、維持管理の手引きなどを整備し、日常点検の励行に努める。

2 公共建築物の耐震化の推進

市は、防災活動の拠点となる公共建築物等の耐震化の推進を図るため、「山形県公共施設等耐震化基本方針」並びに「長井市建築物耐震改修促進計画」に基づき、所有又は管理する建築物について耐震化実施計画等を策定し、公共建築物の耐震化（耐震診断・耐震改修（天井材等の非構造部材の落下防止対策を含む。以下同じ））を計画的かつ効果的に推進するものとする。

3 一般建築物の耐震化の推進

（1）不特定多数の者が利用する建築物の耐震化

ホテル、旅館、スーパーマーケットなど、不特定多数の者が利用する建築物は、災害時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、施設管理者はその耐震化に努める一方、混乱防止のための迅速かつ正確な情報収集伝達体制、避難誘導體制、従業員の教育、防災設備等の点検の励行等の防災対策を整備しておくものとする。

（2）住宅、建築物の耐震化

市は、木造家屋の倒壊などの被害を軽減するため、市民や事業所に対し、耐震診断・改修に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、耐震診断・改修に関する相談を積極的に受ける体制を整えるものとする。

（3）ブロック塀、石塀等の倒壊防止

市は県と連携して、地震によるブロック塀、石塀等の倒壊を防止するため、避難場所や避難路、通学路沿いのブロック塀、石塀等の所有者等を主な対象として、安全の確保について指導・啓発を行う。

（4）窓ガラス、看板等の落下防止

市は県と連携して、地震発生時における建築物の窓ガラス、看板等の落下物による災害を防止するため、市街地や避難路に面した建築物の管理者等を主な対象として、安全確保について指導・啓発を行う。

（5）家具、電気製品等の転倒・電気製品等の落下防止

市は県と連携して、地震発生時における家具、電気製品等の転倒・落下による居住者の被害を防止するため、その転倒・落下防止措置について市民に周知徹底を図る。

4 被災建築物の応急危険度判定制度の確立

市は、住民の安全確保を図るため、県及び建築士会等関係団体と連携しながら、地震による被災建築物の応急危険度を判定するための制度の確立に努めるものとする。

（1）被災建築物応急危険度判定士の養成・登録

市は、建築士会等と連携し、県が開催する応急危険度判定士講習の受講促進を図るなど

応急危険度判定士の養成、登録を推進するものとする。

(2) 応急危険度判定実施体制の整備

市は、建築関係団体等と協力し、応急危険度判定に必要な資機材の整備、判定士の受入体制の整備など、実施体制の整備を図るものとする。

(3) 応急危険度判定制度の普及啓発

市は、県及び建築士会等建築関係団体と連携し、住民に対して制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努めるものとする。

5 建築物の火災耐力の向上促進

地震が発生し二次災害として最も懸念されるのが火災の発生である。建築物自体の耐火性・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないよう措置がとられている。そのため、県及び市は、新築及び増改築等建築物について、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物についても、次により改善指導を推進する。

(1) 既存建築物に対する改善指導

建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、不特定多数の人が集まる建築物の安全確保と施設の改善指導を行う。

(2) 防火基準適合表示制度による指導

「防火基準適合表示制度」による表示マークの交付に際し、消防本部と連携して、建築構造、防火区画及び階段等の安全性について調査するとともに、防火避難施設の改善指導を行う。

6 応急住宅対策の事前計画

市はあらかじめ、都市公園や公共空地等の中から応急仮設住宅の建設候補地を選定しておくとともに、迅速な被災住宅の応急修理の実施のため、建設業協会や建築業組合等の関係団体との協定締結に努めるものとする。

7 地震保険の普及・啓発

地震保険は、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による住宅等の損害を補償する地震災害専用の保険である。また、地震保険に関する法律に基づいて国と損害保険会社が共同で運営している公共性の高い保険であり、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的としている。

火災保険では、地震を原因とする火災による損害や地震により延焼・拡大した損害は補償されないため、これらの補償を受けるには地震保険に加入する必要がある。

このことから、地震保険は、被災者の生活再建又は住宅再建などのための有効な手段の一つであり、被災地域の早期復興という点でも重要であることから、関係団体等と連携・協力しながら地震保険の普及・啓発を図るものとする。

8 空き家対策

緊急輸送路や避難路沿道の建築物が倒壊することによって、避難や防災活動の妨げになる

ことが考えられる。特に、老朽化した空き家は、地震時の揺れによる外壁等の飛散や倒壊、火災による延焼など、通行人被害や隣接する建築物への二次災害のおそれがある。

そのため、災害による被害が予測される空き家等については、市が平常時より状況の確認に努めるものとする。

また、市は、災害時に適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除去等の措置を行う。

第19節 輸送体制整備計画

災害発生時の応急対策活動に必要な物資等の緊急輸送を円滑に実施するために、市が実施する輸送体制の整備について定める。

1 輸送施設及び輸送拠点の把握・点検

市は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館、道の駅等の輸送拠点について把握、点検する。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

2 緊急輸送ネットワークの形成

市は、県の緊急輸送道路ネットワークとの整合を図りながら、市内の緊急輸送ネットワークの形成を図る。

なお、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるとともに、被害想定や拠点施設、道路網の変更などを踏まえ、適時にその見直しを行う。

(1) 緊急輸送道路ネットワークの定義

災害時の応急対策活動を円滑に行うため、市内の防災活動拠点(市、警察署、消防本部等の庁舎)、災害拠点病院、輸送施設(道路、鉄道駅、臨時ヘリポート等)、輸送拠点(トラックターミナル、卸売市場、道の駅、主要な工業団地等)及び防災備蓄拠点又は物資拠点(倉庫、体育館等)等を有機的に結ぶ道路網を主体とした緊急輸送道路

(2) ネットワークに指定する基準

- ア 高速道路を基幹とし、これとアクセスする主要な国道、県道及び市道
- イ 隣接市町や隣接生活圏との接続道路
- ウ 病院、広域避難場所等公共施設とアの道路を結ぶ道路

(3) 連携体制の強化

緊急輸送道路ネットワークにおいて指定された輸送施設及び輸送拠点の管理者は、平常時から情報交換を行い相互の連携体制を整えておくものとする。

3 物資拠点(地域内輸送拠点)の環境整備等

- (1) 市は、物資拠点(地域内輸送拠点)において、運送事業者等を主体とした業務の実施を図るとともに、円滑な物資輸送等のため、国、県と連携して以下の環境整備を図る。
 なお、整備にあたっては、緊急輸送道路上にある道の駅等の公共施設を物資拠点(地域内輸送拠点)にすることも検討する。

- ア 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化

- イ 物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置促進
- ウ 緊急通行車両等への優先的な燃料供給等

(2) 市は、社会的、地理的状況、災害による被害想定及び避難所の配置状況等を考慮し、物資拠点（地域内輸送拠点）の候補地となる公的施設等を、当該施設の管理者と協議のうえ、複数選定しておくものとする。

(3) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定の締結や輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

4 臨時ヘリポートの選定・整備

市は、陸上輸送との連携を考慮した臨時ヘリポート候補地を県と協議し選定しておく。

なお、選定にあたっては、緊急輸送道路上にある道の駅等の公共施設を臨時ヘリポート候補地にすることも検討する。

5 緊急輸送用車両等の確保・整備

市は、車両等の所要数及び調達先並びに物資の集積配分拠点施設等を明確にしておくとともに、運送業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結する等体制の整備に努める。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

6 緊急通行車両等確保のための事前対策

市は、災害応急対策活動の円滑な実施に資するための緊急通行車両及び民間事業者による社会経済活動に資するための規制除外車両であることの確認について、災害発生前における確認申出及び事前届出の普及に努め、次により申出及び届出を行う。

(1) 緊急通行車両

ア 災害発生前における確認の対象車両

災害時において、防災基本計画、防災業務計画及び地域防災計画等に基づき災害対策基本法第50条第1項に規定する災害対策を実施するための使用計画がある車両であり、主に次の業務に従事する車両を確認の対象とする。

- (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの
- (イ) 消防、水防、道路維持及び電気・ガス・水道その他の応急措置に関するもの
- (ウ) 被災者の救護、救助、その他の保護に関するもの
- (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する車両
- (オ) 施設、設備の応急の復旧に関するもの
- (カ) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関するもの
- (キ) 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの

(ク) 緊急輸送の確保に関するもの

(ケ) 上記のほか、災害発生防止又は拡大防止のための措置に関するもの

イ 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時これら機関の活動のために専用を使用される車両、又は災害発生時の他の関係機関、団体から調達する計画等がある車両であること。

ウ 申出手続

対象となる車両の管理者等は、災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類又は災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足りる書類、及び緊急通行車両確認申出書、自動車検査証の写しを、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署又は県警本部に提出する。

エ 緊急通行車両確認証明書等の交付

審査の結果、緊急通行車両に該当すると認める車両については、緊急通行車両確認証明書及び確認標章を申出者に交付する。

(2) 規制除外車両

ア 事前届出対象車両

民間事業の社会経済活動のうち、災害時において優先すべきものに使用する車両で、次のいずれかに該当する車両を対象とする。

(ア) 医師・歯科医師、医療機関等の使用する車両

(イ) 医薬品・医療機器、医療用資機材等を輸送する車両

(ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

(エ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

イ 届出手続

対象となる車両の管理者等は、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類及び規制除外車両事前届出書を、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長を経由し、県公安委員会に提出する。

ウ 事前届出済証等の交付

県公安委員会は、審査の結果、規制除外車両に該当すると認める車両については、事前届出書を受理した警察署長を経由し、規制除外事前届出済証等を届出者に交付する。

7 自動車運転者のとるべき措置

自動車運転者は、災害発生時にとるべき措置として、次の事項に留意する。

- (1) 走行中の車両は安全な方法により左側に停車させ、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聴取し、その情報や周囲の状況に応じて行動する。また、やむを得ず車両を置いて避難する際は、キーをつけたまま窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- (2) 避難に際しては、車両を使用しないこと。

- (3) 警察官の指示を受けた場合は、その指示に従うこと。

第20節 危険物等施設災害予防計画

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物及び放射性物質(以下「危険物等」という。)による被害の発生又は拡大を防止するため、関係機関と連携した保安体制の強化、施設の適正な維持管理等の保安措置対策を講じるとともに、保安教育や防災思想の啓発を行う。

1 各施設に共通する安全対策

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

2 危険物施設等の安全対策

(1) 施設構造基準等の維持

ア 危険物取扱事業所は、危険物施設の位置、構造及び設備が、消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持しなければならない。

イ 消防本部は、危険物取扱事業所に対して定期的あるいは必要に応じて立入検査を行い、危険物施設が消防法に基づく技術上の基準に適合した状態を維持し耐震性を確保すること、危険物保安監督者及び危険物施設保安員の選任並びに予防規程の作成等危険物取扱者制度に関する諸事項の適正な運用について指導する。

(2) 保安教育の実施

消防本部は、山形県危険物安全協会連合会等と協力し、危険物取扱事業所の危険物取扱者等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、危険物保安意識の高揚と技術の向上に努めるものとする。

(3) 防災訓練の実施と資機材の整備

危険物取扱事業所は、災害発生時に迅速な対応をとることができるよう、具体的な災害想定に基づく実践的な防災訓練を実施する。また、自衛消防組織等の体制及び活動要領を整備するとともに、化学消火薬剤等の必要な防護資機材の備蓄に努めるものとする。

(4) 連絡体制の確立

危険物取扱事業所は、被災した場合に備え、消防や警察の関係機関及び関係事業所等との連絡体制を整備しておくものとする。

3 火薬類製造施設等の安全対策

火薬類取扱事業所は、災害時において被害の拡大が予想されることから、関係機関と連携して保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講ずるとともに、従業員に対しての保安教育及び訓練の徹底により災害の未然防止を図るものとする。

4 高圧ガス製造施設等の安全対策

高圧ガス保安法で定める高圧ガスは、その特性により漏えいすると、爆発性や毒性から大災害につながる恐れがあるため、高圧ガス取扱事業所は、高圧ガス施設の自主検査と安全性の評価を行い、関係機関と連携した保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講ずるとともに、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図るものとする。

第21節 農地・農業用施設災害予防計画

地震による農地・農業用施設の被害を防止し、その被害を最小限にとどめ、応急復旧対策活動が円滑に実施できるように災害予防対策を行う。

1 各施設に共通する災害予防対策

農地・農業用施設の管理者は、次の事項に十分留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作・点検マニュアルの作成、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

(2) 情報管理手法の確立

農業用施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

(3) 施設の点検

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平常時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

(4) 耐震性の強化

各施設の耐震性を確保するために、耐震基準に基づく施設の整備を図る。

(5) 復旧資機材等の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、建設業協会等民間団体の協力を得て、必要な復旧資機材等の確保に努める。

2 農道施設の災害予防対策

基幹的な農道及び重要度の高い農道は重要度に応じて耐震設計を行い、橋梁については落橋防止装置の整備に努める。

3 用排水路施設の災害予防対策

主要な頭首工、樋門、樋管及び揚排水機場等は、耐震性を考慮して設計・施工されているが、耐震性が不十分な施設については、改修時において、河川砂防技術基準等に基づき耐震性の向上を図る。

4 ため池施設の災害予防対策

市は、災害による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（以下、防災重点ため池という）について、データベースの整備やハザードマップの作成等により、地域住民に対して適切な情報提供を図る。

ため池の所有者等は、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき、ため池の規模、構造等を内容とする届出を行うとともに、適正な管理に努める。

第22節 ライフライン施設災害予防計画

上下水道、電力、電話等のライフライン施設は、住民の日常生活や経済活動、災害時の応急活動にとって重要な役割を果たすものであり、これらの施設が災害により被害を受けた際の影響は極めて大きい。このため、施設等の安全性を図るとともに、被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、施設の災害防止対策を推進する。

1 上水道施設災害予防計画

大規模な地震が発生した場合の水道の漏水・断水等を最小限にとどめるため、市及び水道事業者が実施する災害予防対策について定める。

(1) 防災体制の整備

ア 組織体制の確立

災害発生時に上水道施設の復旧に直ちに着手できるよう、所要の組織体制ごとに体制の整備を図る。

イ 防災対策マニュアル等の作成

迅速かつ適切な応急対策を実施できるよう、応急給水・応急復旧マニュアル及び手順書を策定する。

ウ 職員に対する教育及び訓練

(ア) 研修会、講習会等を計画的に開催し、地震による被害の調査能力、復旧計画の立案能力、耐震継手を有する管の施工等の現場技術を向上させ、熟練した技術者の養成、確保に努める。

(イ) 緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、総合的な防災訓練並びに情報伝達訓練、施設点検訓練、応急給水訓練及び応急復旧訓練等の個別の訓練を実施する。

エ 管理図面及び災害予防情報の整備

他からの応援者が迅速に応急活動を実施できるようにするため、基本的な水道システム図、施設図、管路図、拠点給水地、指定避難場所、想定避難住民数等の情報等を盛り込んだ応急復旧図面等を整備する。

オ 関係機関等との連携及び連絡調整

災害時相互応援協定により応援体制を整備するほか、応急対策用車両を緊急通行車両として通行できるよう警察と事前調整を図るなど、災害発生時における関係機関や他の水道事業者等との連携体制を整備する。

カ 緊急時連絡体制の確立

市は、本部の通信網の整備と合わせて無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアルや緊急時連絡先一覧表、応援要請連絡体制及

び応援要請様式等を作成し、緊急時連絡体制の確立に努めるものとする。

キ 自家発電設備等の燃料及び水道用薬品の備蓄

自家発電設備等の燃料の備蓄及び水道用薬品の適正な量の備蓄に努めるとともに、関係業者と災害発生時における優先供給協定を締結するなどによりこれらの確保に努める。

(2) 防災広報活動の推進

ア 住民に対し、防災体制の確立、飲料水の確保(最低1人1日3ℓ、3日分程度を目安)、衛生対策等の留意事項について広報紙等により広報し、防災意識の啓発に努めるものとする。

イ 各地区や自主防災組織に対し、応急給水計画を周知し、これに基づく共同訓練等を実施し、緊急時における支援体制の確立に努めるものとする。

ウ 医療施設、福祉施設等に対し、飲料水備蓄のための受水槽などの整備及びその耐震性の向上について広報、指導に努めるものとする。

(3) 上水道施設の災害予防措置

市及び水道事業者は、水道施設ごとにその重要性や老朽度を検討し、次により計画的に施設の新設、改良及び修繕を実施して耐震化を推進する。

ア 重要施設及び基幹管路の耐震化の推進

地震による被害を軽減するため、次により老朽化した構造物・設備の補強、更新等を実施し、耐震化の推進及び安全性の強化を図る。

(ア) 取水施設、浄水施設、配水施設等の構造物の耐震化

(イ) 避難所等及び給水拠点を中心とした耐震性貯水槽、大口径配水管等の整備による貯水機能の強化

(ウ) 配水池容量の増加及び緊急遮断弁の設置

(エ) 耐震性の高い管種、耐震継手及び耐震工法の採用、給水装置の耐震化

(オ) 老朽管路の計画的な更新、基幹配水管並びに医療機関及び避難所等に至る配水管の優先的な耐震化

(カ) 各施設の運転状況を常時監視できるテレメーターシステムの整備

イ バックアップシステムの構築

地震による被害を最小限にするため、次によりバックアップシステムを構築するとともに、復旧を迅速に行うため配水区域のブロック化を図る。

(ア) 重要施設の複数配置による危険分散の強化

(イ) 非常用電源の整備(二回線受電、自家発電装置)

(ウ) 隣接水道事業体施設との連結管設置によるバックアップシステムの構築

(エ) 制水弁間隔の適正化による配水区域のブロック化、配水本管のループ化による被害区域の限定化

ウ 機械設備や薬品管理における予防対策

(ア) 機械・電気及び計装設備の震動による滑動、転倒の防止

(イ) 塩素ガス漏出時の中和施設の整備、中和剤の備蓄

(4) 災害対策用資機材等の整備

ア 応急給水用資機材の整備

市及び水道事業者は、計画的に給水車(ポンプ付き給水車を含む。)、給水タンク、浄水機及びポリタンク等の応急給水用資機材の整備に努めるものとする。

イ 応急復旧用資機材の整備

市及び水道事業者は、計画的に応急復旧用資機材の整備に努めるとともに、定期的にその備蓄状況を把握しておくものとする。

(5) 生活用水水源の確保

市及び水道事業者は、区域内の井戸を緊急時に生活給水拠点として使用できるようあらかじめ設置状況を把握する。また、積雪期には給水車等の通行が困難となることが予想されるため、消雪用井戸等の代替水源等による給水方法を事前に検討しておく。

2 下水道施設災害予防計画

地震による下水道施設の被害を最小限にとどめ、汚水排除や浸水防除機能を速やかに復旧できるようにするため市が行う災害予防対策について定める。

(1) 防災体制の整備

ア 組織体制の整備

災害発生時にただちに下水道施設の復旧作業が行えるよう、関係機関との連携を図り、組織体制を整備する。

イ 応急対策マニュアル等の作成

迅速に応急体制を確立し、適切な応急対策を実施するため、応急復旧等のマニュアルの整備、更新を図る。

ウ ライフライン関係機関との連携

下水道施設の被災状況調査や復旧対策の実施にあたっては、他のライフライン施設にかかる作業と連携して実施できるよう調整し、関係機関の被害状況を迅速に把握できるよう体制づくりを行う。また、被災情報を広範囲にきめ細かく把握するうえで、水防団や地域住民等からの情報が有効と考えられるため、これらの情報を利用する体制の構築を図る。

エ 民間事業者等との連携

下水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施にあたっては、業界団体を含む民間事業者への委託が可能な業務については、あらかじめ協定を締結しておくなど民間事業者等の能力やノウハウの活用を図る。

オ 災害時維持修繕協定の締結

施設の維持修繕を的確に行う能力を有する者と災害時における維持・修繕に関する協定を締結することで、下水道管理者以外の者でも維持又は修繕が可能となるような体制の構築を図る。

カ 事業継続計画（BCP）の策定・運用

災害発生時に資源が制約される中で事業を継続するために必要な計画（業務継続計画）を策定し、PDCAサイクルにより随時見直しに努める。

（2）広報活動

下水道施設の被災箇所を発見した場合の通報先、使用制限実施の可能性及び排水設備に関する事項等について、平常時から市民に対し広報活動を行い、防災意識の啓発に努めるものとする。

（3）下水道施設の災害予防措置

市は、次により下水道施設の耐震性及び安全性を確保するとともに、地震により想定される長時間の停電に備える。

ア 耐震性の確保

（ア）耐震基準

処理場、ポンプ場及び重要幹線についてはレベル2、その他の幹線についてはレベル1の地震動に対応する構造とする。

レベル1地震動：供用期間中に発生する確率が高い地震動

レベル2地震動：供用期間中に発生する確率は低いが大きな強度を持つ地震動

（イ）耐震診断及び補強対策

施設の耐震性調査を実施し、必要に応じ補強対策を講じる。

（ウ）耐震計画、設計及び施工

地震による被害が発生した場合に、下水道としての根幹的な機能が保持できるよう、下水道施設の耐震性や安全性について計画・設計時に十分考慮するものとする。また、処理場及びポンプ場の機械・電気設備は、浸水に耐える構造及び配置とする。

イ 安全確保対策

（ア）管理図書の整備

下水道施設の被災調査や復旧作業を円滑に進めるうえで、施設の設計図書や管理図書は重要な資料となるため、これらの基本的図書の整備と保管に努めるとともに、そのバックアップを設けるなど安全性の向上にも配慮する。

（イ）施設の安全パトロール

日常の点検パトロールにおいては、地震発生時に被災する可能性が高く、漏水や湧水など変状が出やすい場所を把握する。

（ウ）維持補修工事及び補修記録の整備

災害発生時の復旧作業に有効に活用できるよう、異常箇所の補修及び施設改良の記録を整備する。

ウ 長時間停電対策

(ア) 非常用電源の確保

下水道施設の停電対応として、非常用発電機を整備しておくほか、建設会社及びリース会社等と災害時における電源車や可搬式発電機の優先借受について協定の締結を図る。

(イ) 燃料の確保

非常用発電機用及び車両用として、燃料供給業者と災害時における燃料の優先供給について協定の締結を図る。なお、非常用電源の燃料は72時間分の備蓄を目標とする。

(4) 災害復旧用資機材等の確保

緊急措置や応急復旧を的確かつ迅速に行うため、必要な資機材の確保に努める。また、独自に確保できない資材等については、関係団体、民間企業等と協力協定を締結することや、他地域の下水道管理者及び地方共同法人日本下水道事業団等の協力を得るなど広域的な支援体制の確立を図る。

3 電力供給施設災害予防計画

災害による電力供給施設の被害を軽減し、又は速やかな復旧措置による電力供給ラインの確保のため、市は、電気事業者(東北電力株式会社)が実施する次の災害予防対策について協力するとともに、東北電力ネットワーク株式会社社長井電力センターと締結した「災害時の協力に関する協定書」及び平成30年6月25日の「確認書」に基づき、災害時における資材置場等の確保に協力する等、平常時から情報交換を行い連携の強化を図る。

【東北電力ネットワーク株式会社】

(1) 防災体制の整備

ア 防災教育

災害に関する法令集や資料の配布、検討会の開催等により、職員の防災意識の高揚に努める。

イ 防災訓練

防災対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施し、災害発生時に計画が有効に機能することを確認するとともに、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練に積極的に参加する。

(2) 防災関係機関との連携

ア 防災関係機関との連携

防災会議及び防災関係機関等は平常時から協調し、防災情報の収集・提供等相互の連携体制を整備する。

イ 他電力会社との協調

東北電力株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社以外の電力会社、請負会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材及び輸送力等を相互に融通する等、災害時における相互応援体制を整備する。

(3) 広報体制の確立

地震による断線や電柱の崩壊・折損等による公衆感電事故の防止及び電気火災の未然防止のため、平常時から地域住民に対して広報活動を行う。

また、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

(4) 電力設備の災害予防対策

ア 電力設備の災害予防対策

電力設備については、計画設計時に、建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づき、耐震対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所については補強等により災害予防対策を講じる。

イ 重要施設への供給体制の強化

特に医療機関等の人命に関わる施設や、災害拠点となりうる施設等の重要施設への供給設備については、早期復旧が可能な体制の強化を図る。

ウ 電気工作物の巡視点検

電気工作物を、関係法令に基づく技術基準に適合するように常に保持するとともに、定期的に巡視点検を実施し、事故の未然防止を図る。倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、市及び電気事業者と相互連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。

(5) 災害対策用資機材等の整備

ア 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害に備え、平常時から災害対策用資機材等の確保に努め、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行う。

イ 災害対策用資機材等の輸送

災害対策用資機材等の輸送計画を確立しておくとともに、車両等による輸送力の確保に努める。

ウ 災害対策用資機材等の仮置場の確保

災害発生時には、災害対策用資機材等の仮置場を確保することが困難な場合があるため、防災関係機関の協力を得て、あらかじめ仮置場として適当な公共用地等の候補地の選定に努める。

4 電気通信施設災害予防計画

電気通信事業による通信を災害発生時においても可能な限り維持し、重要通信を疎通させるよう、市は、電気通信事業者(東日本電信電話(株)山形支店)が実施する次の災害予防対策について協力するとともに、災害時の連絡窓口の明確化等情報連絡体制の整備に努める。

【東日本電信電話(株)山形支店】

(1) 防災体制の整備

ア 通信施設監視等体制の確保

県内の主要な電気通信設備を常時監視し、被災状況を把握する体制の整備とともに、通信を可能な限り確保するため、遠隔切替制御及び音声案内等の措置を行う体制を確保する。

イ 災害発生時組織体制の確立

災害対策本部等の構成・規模・業務内容・設置場所等について、被害状況に応じて予め定めておく。

ウ 対策要員の確保

大規模な災害が発生した場合に備え、防災体制を確立するとともに、全社体制関連会社等の応援など全国からの応援が受け入れられる体制を確保する。

エ 防災教育及び防災訓練の実施

災害発生時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、防災に関する教育及び訓練を実施する。

(2) 広報活動

平常時から利用者に対し、通信の仕組みや代替通信手段の提供等の周知に努めるとともに、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

災害によって電気通信サービスに支障が起こった場合に、通信の疎通、被害状況、応急復旧状況、災害用伝言ダイヤル提供状況を、地域住民や市民等に対して、広報活動が円滑に実施できる体制を確立する。

(3) 電気通信施設の災害予防対策

災害発生時においても、可能な限り重要通信を確保できるよう、通信設備の防災設計を実施し、設備自体を物理的に強固にする。また、被災地とそれ以外の地域間の通信が途絶し又は麻痺しないよう、次によりシステムとしての信頼性の向上を図る。

ア 電気通信設備の耐震性等

イ 電気通信システムの高信頼化

ウ 災害対策機器の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害から迅速に復旧するため、非常用衛星通信装置、非常用無線通信装置、非常用電源装置、応急ケーブル等の機器や

車両等を配備する。

エ 電気通信施設の巡視点検

電気通信工作物を、関係法令に基づく技術基準に適合するように常に保持するとともに、定期的に巡視点検を実施し、事故の未然防止を図る。

倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、市及び電気通信事業者と相互連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施にあたっては、市との協力を努める。

オ 二次災害の防止

各施設の管理者は、豪雨等による二次災害を防止するための体制の整備に努める。

(4) 災害対策用資機材等の確保と整備

ア 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧資機材を確保する。

イ 災害発生時において、資機材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送計画を定めておく。

ウ 災害発生に備え、資機材等の整備点検を定期的を実施し、障害が確認された場合には速やかに補修等の必要な措置を講ずる。

第23節 食料・生活必需品等の確保計画

災害が発生した場合に、被災者の生活を確保するため、食料、飲料水及び生活必需品等(以下「食料等」という。)の備蓄及び調達の整備を図る。

1 基本的な考え方

- (1) 市は、独自では食料等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料等の備蓄及び調達体制を整備するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点（地域内輸送拠点）の登録に努める。
- (2) 市は、住民が各家庭や職場で平常時から食料等を備蓄することの必要性について自主防災組織や各地区等を通じて啓発を行い、備蓄を促進するものとする。
 - ア 各家庭においては、最低3日、推奨1週間分の食料等の備蓄に努める。
 - イ 飲料水については、1人1日3リットルを目安とする。
- (3) 市は、必要に応じ、災害対策要員に係る食料等の備蓄に努める。
- (4) 市は、住民の備蓄を補完するため、「長井盆地西縁断層帯地震被害想定調査結果」を参考に避難所における生活者数及び利用者数を推測し、その人数に相当する食料等を備蓄(流通備蓄を含む)することを基本とし、要配慮者に考慮して備蓄場所を選定する。
- (5) 市は、流通備蓄を行うため、あらかじめ市内又は近隣の関係業者等と協定を締結し、災害発生時に食料等の優先的供給を受けられるようにするとともに、平常時から当該業者の食料等の供給可能量を把握するよう努めるものとする。
- (6) 市は、住民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい品目(非常用発電機、投光器等)について備蓄に努めるものとする。
- (7) 市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。
- (8) 調達した食料品・生活必需品等の輸送・集積方法等は、本章第19節「輸送体制整備計画」によるものとする。また、積配分配拠点から避難所等に物資を効果的に配送するためのルート及び車両の確保等の体制を整備しておくものとする。

2 食料等の確保品目及び方法

(1) 食料

ア 品目

食料の供給に当たっては、年齢、アレルギーを含む摂取上の障害、腎臓病患者への低たんぱく食品の提供等、高齢者や乳幼児、傷病者等の要配慮者に配慮し、以下の品目を優先的に確保する。

- (ア) 炊き出し用米穀、乾パン、包装米飯、乾燥米穀及び乳幼児用粉ミルク・液体ミルク等の主食

(イ) 即席めん、味噌、醤油、漬物、レトルト食品、ハム・ソーセージ類及び調理缶詰等の副食

イ 方法

市は、「1 基本的な考え方」の(4)及び(5)により、食料の供給体制を整備する。

(2) 飲料水

ア 市は、あらかじめ非常災害時の給水を考慮し、緊急時に確保できる水量について調査把握し、飲料水の確保を行うものとする。

イ 市は、1人1日3リットルの水を確保することを目安に、上水道運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水並びに給水車等による運搬給水に必要な体制を整備するとともに、飲料水(ペットボトル等)の備蓄に努めるものとする。

(3) 生活必需品等

ア 品目

高齢者や乳幼児等のきめ細やかなニーズに配慮し、以下の品目を中心に確保するものとし、また、住民が日常生活において通常使用しない防災資機材等についての備蓄に努めるものとする。

区分	品目名(特に重要な品目)
寝具	毛布、布団、ダンボール等
被服	肌着、普段着、作業着等
身の回り品	タオル、生理用品、紙おむつ(大人用含む)、おしりふき等
炊事用具	鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等
食器	はし、茶碗、皿、ほ乳瓶、同洗浄器等
医薬品	常備薬、救急箱等
日用品	石けん、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯みがき粉、トイレットペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、アルコール消毒液、マスク、弾性ストッキング、使い捨て手袋、ごみ袋、燃料等
光熱材料	懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベ、ブルーシート、土のう袋 ほか
トイレ	携帯トイレ・簡易トイレ
防災資機材等	防災シート、発電機、投光器等
季節用品	(冬期)防寒着、カイロ、ストーブ、灯油等 (夏期)扇風機、殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤等

イ 方法

市は、「1 基本的な考え方」の(4)、(5)及び(6)により、備蓄を行うとともに、要配慮者の状況及び避難所の配置を考慮して公的備蓄に努めるものとする。

(4) 燃料

ア 品目

ガソリン、灯油等

イ 方法

市は、あらかじめ民間事業者との協定を締結するなど災害時における燃料確保に努める。

第24節 文教施設における災害予防計画

災害発生時において、学校の児童生徒及び教職員並びに入館者・施設利用者及び施設職員等の安全の確保と、施設及び収蔵物等の適切な保全のため、災害予防対策を実施する。

1 学校の災害予防対策

(1) 学校安全計画の策定

ア 策定

学校長は、市教育委員会の指導により、「学校における危機管理の手引き：総論・学校安全編(平成22年11月山形県教育委員会作成)」を参考とし、全ての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組みを進めることができるよう、学校保健安全法第27条で規定された安全教育、安全管理、安全に関する組織活動を含む学校安全計画を策定・実施する。

イ 内容

(ア) 安全教育に関する事項

a 学年別・月別の関連教科等における安全に関する指導事項

b 学年別・月別の指導事項

(a) 特別活動における指導事項

○ 学級(ホームルーム)活動における指導事項

(生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等)

○ 学校行事(避難訓練、交通安全教室などの安全に関する行事)における指導事項

○ 児童(生徒)会活動等での安全に関して予想される活動に関する事項

(b) 課外における指導事項

(c) 個別指導に関する事項

c その他必要な事項

(イ) 安全管理に関する事項

a 対人管理の事項

学校生活の安全管理の事項

b 対物管理の事項

学校環境の安全点検の事項

(ウ) 学校安全に関する組織活動の事項(研修含む)

(2) 危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)の作成

学校長は、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた危険等発生時対

処要領を作成するものとする。

(3) 学校安全委員会の設置

学校長は、学校安全計画に定められた事項等について、教職員の共通理解及び周知徹底を図るため、学校安全委員会を設置するものとする。

(4) 学校防災組織の編成等

学校長は、学校防災組織の編成等にあたって、次の点に留意する。

ア 学校防災組織の編成

災害発生時に対応する学校防災組織を編成し、教職員の役割分担を定めるとともに、担当教職員が不在の場合の代行措置も明確に定めておくものとする。

イ 教職員の緊急出勤体制

夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に備え、事前に出勤体制を定め、教職員に周知しておくものとする。

ウ 家庭との連絡体制

家庭訪問、保護者会等を通じて、災害発生時の連絡先及び災害の規模や状況に応じた児童生徒の引き渡しの基準や方法等についてあらかじめ保護者と確認し徹底しておくものとする。

エ 施設、設備等の点検・整備

(ア) 学校の施設、設備等については、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強・補修を実施する。特に、児童生徒等の避難に際しての危険を防止するため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止及び塀の倒壊防止等、必要な措置を講ずる。また、防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も、日頃から定期的に行っておく。

(イ) 積雪時における避難路を確保するため、除雪を行うとともに、雪囲い用資材が倒れないようにしておく。

オ 防災用具等の整備

医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、メガホン、及びロープ等の必要な防災用具は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておくものとする。

児童生徒名簿、教職員名簿、部活動名簿等を整備し、常に人員把握ができるようにしておくものとする。

(5) 防災教育

学校長は、児童生徒等の発達段階に応じた内容・水準の防災教育を推進していくことにより、体系的に学習できる体制を整備していくものとする。また、教職員に対しても、防災に関する研修等を行うものとする。なお、学校教育における具体的な防災教育は本編災害予防計画第7節「防災知識の普及計画」による。

(6) 防災訓練

学校長は、児童生徒及び教職員が災害発生時に安全かつ迅速に避難できるよう、防災訓練を計画的・実践的に実施するものとする。なお、学校教育における具体的な防災訓練は本編災害予防計画第10節「防災訓練計画」による。

(7) 施設の耐震性の強化

学校施設は、児童生徒等が1日の大半を過ごす学習、生活の場であるばかりでなく、災害発生時には、地域住民の避難場所ともなることから、市は、校舎や体育館等の施設について耐震診断を実施するとともに、耐震性に問題のある建物については、十分な耐震強度の確保に努めるものとする。また、地震に伴う電気、水道の供給停止並びに通信回線の途絶等が生じた場合も、教育活動等の早期再開が可能となるように配慮するものとする。

2 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策

市民会館、図書館、又は文化施設及び体育施設等は、学校と異なり不特定多数の者が利用する施設であることから、災害発生時にこれらの利用者を組織的に誘導し、避難させることが難しい。また移動困難な文化財並びに貴重な蔵書等を収蔵している施設の管理者は、これらの文化財を災害による損傷・滅失から守る必要がある、このため、次により災害予防対策を実施する。

(1) 防災計画の策定

防災計画を策定するとともに、非常時の措置を定めたマニュアル等を整備し、訓練等を通じて内容等を職員に周知しておくものとする。

(2) 自衛防災組織の編成

災害発生時における緊急活動に従事する自衛防災組織を編成し、あらかじめ職員の役割分担を定めておくとともに、担当職員が不在の場合の代行措置についてもあらかじめ明確にしておくものとする。

(3) 避難体制の確立

災害発生時に、施設内の利用者等に的確に状況等を伝達し、迅速かつ安全に施設外に避難させるため、館内放送設備等の情報伝達手段の充実に努めるとともに、必要に応じ避難経路の表示を増やす等の措置を講ずるものとする。また、避難誘導の手段及び方法についても検討し、避難体制を確立しておくものとする。

(4) 防災設備等の整備

施設、設備等については、基本的に学校に準じた安全対策をとるものとする。また、文化財を保護するため、次により防災設備等の整備を図るものとする。

ア 自動火災報知設備、耐震性貯水槽、防火壁及び消防車両用道路の整備については、文化財としての価値や歴史的景観等を損なうことのないよう、その外観及び設置方法・設置場所に十分配慮のうえ実施するものとする。

イ 収蔵物を火災、浸水及び転倒から守るため、消火装置や防火・防水扉を設置するとともに、展示方法を工夫し、非常時の措置を定めておくものとする。

第25節 要配慮者の安全確保計画

災害発生時に、情報の受理や自力避難等が困難な状況に置かれる高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、児童、妊産婦及び外国人等のいわゆる要配慮者の被害を未然に防止するため、市や防災関係機関、社会福祉施設、医療施設、地域住民等が相互に連携して支援する体制を整備する。

1 在宅の要配慮者対策

(1) 避難行動要支援者支援体制の確立

ア 地域コミュニティの形成等

迅速な避難行動が困難で何らかの支援が必要な要配慮者（以下「避難行動要支援者」という。）を災害から守るためには、地域社会の人々が互いに助け合う気運が醸成されていることが必要であり、地域コミュニティの形成が避難行動要支援者の安全確保の基盤となる。このため、市は、各地区、自主防災組織、消防団、民生委員、社会福祉協議会、老人クラブ及びNPO・ボランティア等による避難行動要支援者に対する声かけ運動や安否確認などの住民相互援助活動への支援に努め、避難行動要支援者と近隣住民とのコミュニケーションづくりを推進する。

イ 全体計画及び個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者の避難支援等が円滑に行われるよう、「長井市避難行動支援者の避難行動支援全体計画」を作成するとともに、平常時から避難行動要支援者一人一人に対する個別避難計画を作成する。なお、個別避難計画の作成に当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者が入念に打合せを行うとともに、登録者の経年変化や支援内容等を適宜更新し実効性のある計画を作成する。この際、避難支援等関係者とは、消防機関(西置賜行政組合消防本部及び長井消防団)、長井警察署、民生委員、長井市社会福祉協議会、自主防災組織、地区等の自治会、地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者とする。

また、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

ウ 避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者に対する避難支援等を円滑に実施するための基礎となる名簿を作成する。名簿に掲載する者の範囲は、次のとおりとする。

(ア) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

＜在宅高齢者のうち＞

- ・65歳以上の要介護3以上の高齢者のみの世帯（単身世帯含む）の者

- ・75歳以上の高齢者のみの世帯（単身世帯含む）の者

＜在宅障がい者のうち＞

- ・障害者手帳（体幹・上下肢1～2級、視覚・聴覚1～2級）を所持する者
- ・療育手帳Aを所持する知的障がい者
- ・精神保健福祉手帳1級を所持する者
- ・障害者総合支援法のサービス給付を受けている難病患者等で人工呼吸器等の医療機器を使用している者

＜その他＞

上記以外の者で、自ら避難することが困難で支援が必要と認められる者

（名簿への登録を希望する者（特定疾患、難病患者認定者等を含む））

(イ) 名簿作成に掲載する個人情報

宛名番号、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号（連絡先）、避難支援を必要とする事由、名簿提供同意の有無、地区名、個別計画作成の有無、その他避難支援等の実施に必要な事項について記載

(ウ) 名簿作成に必要な個人情報の入手及び作成方法

法第49条の10第3項に基づき、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、市の関係課が把握している要介護者や障がい者、乳幼児等の情報や、関係課が県その他の機関から取得する情報、及び自ら避難行動要支援者名簿への登録を求める希望者からの申請等を収集した情報を集約して作成する。

エ 避難行動要支援者名簿の更新及び情報の共有

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は、新たに転入してきた要介護高齢者、障がい者等や、新たに要介護認定や障害認定を受けた者のうち、避難行動要支援者に該当する者を避難行動要支援者名簿に掲載する。また、新規に名簿に掲載された者に対して、平常時から避難支援等関係者へ名簿情報を提供することについて同意の確認を行ったり、転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合や避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合には、避難行動要支援者名簿から削除する等、避難行動要支援者名簿を更新して、名簿情報を最新の状態に保つように努める。

また、避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を市及び避難支援等関係者間で共有するとともに、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知するものとする。

オ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の事前提供

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の平時からの提供は、避難行動要支援者の名

簿に掲載された本人の同意を得て、避難支援等関係者に提供する。この際、名簿情報の提供に当たっては、関係地域における必要最小限の名簿を提供する。

カ 名簿情報提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び講ずる措置

- (ア) 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分などの秘匿性の高い個人情報が含まれるため、無用に共有、利用されないよう、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- (イ) 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- (ウ) 施錠可能な場所での保管や必要以上の複製をしないよう十分に説明する。なお、万一紛失した場合は、速やかに報告してもらうこととする。
- (エ) 避難行動要支援者名簿の更新時に、新たな避難行動要支援者名簿の提供がなされた場合には、既に受領している避難行動要支援者名簿を返却してもらうとともに、避難支援等の役割を離れ、登録情報を利用しないことになったときも市に返却してもらうことを説明する。
- (オ) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう十分に説明する。
- (カ) 避難行動要支援者名簿情報の取扱状況を報告させる。
- (キ) 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修等の実施に努める。
- (ク) 市は、庁内の適正な情報管理を行うため、電子データの場合は、部外者が閲覧できないようパスワード等を設定し、担当者以外に情報が漏えいしないよう厳正な管理を行うとともに、紙媒体の場合は、施錠できる保管庫等に保存し、必要時以外の持ち出しや部外者の閲覧ができないように厳重に管理する。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

キ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援はあくまで地域における助け合いや共助の活動であることから、避難支援等関係者には必ず支援しなければならないという義務が課せられるものではなく、安全が第一であることを徹底するとともに、避難支援に当たっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を確保したうえで、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行うものとする。このことをふまえ、避難行動要支援者に対し、避難支援等関係者は全力で避難支援等を実施しようとするが、支援ができないこともあることを理解してもらうよう努める。

ク デジタル技術の活用

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難

計画の作成等にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。

(2) 要配慮者の円滑な立退き避難を可能にするための通知又は警告の配慮

ア 自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、避難指示等の発令の判断基準を定めた上で、災害時において適時適切に発令する。

イ 避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば自ら避難行動をとることが可能な者もいるため、特に風水害における避難指示等（警戒レベル）の発令及び警戒レベル相当情報の伝達にあたっては、名簿を利用して着実な伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、言葉の表現、伝達手段等に配慮する。

ウ 多様な手段による情報伝達

自然災害発生時、緊急かつ着実に避難指示等（警戒レベル）の情報及び警戒レベル相当情報が伝達されるよう、各種情報伝達手段の特徴を踏まえ、防災ラジオ、屋外拡声装置、広報車による伝達や緊急速報メール等、複数の手段を有機的に組み合わせる。また、避難行動要支援者の中には、避難行動に必要な情報を入手できれば自力で避難行動をとることができる者もいるため、多様な伝達手段を用いることで避難支援等関係者の負担を軽減する。

(3) 情報伝達、避難誘導体制の整備

ア 情報伝達体制の整備

市は、要配慮者の特性に応じ、実効性のある情報伝達体制の整備に努めるものとする。

イ 避難支援者の明確化

市は、各地区自治会、自主防災組織、消防団、民生委員等福祉関係者等と連携し、個々の避難行動要支援者への情報伝達や避難誘導を支援する避難支援者の明確化を推進する。

ウ 近隣住民等の役割

災害発生時における要配慮者への情報伝達、避難誘導等においては、家族や避難支援者とともに、隣組など近隣住民等の果たす役割が大きいことから、市は各地区自治会や民生委員、自主防災組織等と協力し、避難行動要支援者と近隣住民等との共助意識の向上に努めるものとする。

(4) 指定避難所の設置・運営に関する体制の整備

ア 指定避難所の管理責任者は、避難者名簿の作成に当たり、負傷者や衰弱した要配慮者の把握に努めるとともに、安否確認を行う体制を整備するものとする。

イ 市は、指定避難所において、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障がい者用仮設トイレの設置など、良好な生活環境の確保に十分に配慮する体制を整備するものとする。

ウ 市は、指定避難所においては、情報入手に困難を伴う視覚障がい者に対しては点字、大活字又は音声により、聴覚障がい者に対しては文字又は手話等による情報提

供が行われるような体制を整備するものとする。

エ 市は、指定避難所において、車いすや粉ミルク等の要配慮者の生活必需品の確保を行うとともに、ボランティア等の協力を得ながら要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う体制を整備するものとする。

オ 要配慮者の中には指定避難所での生活が物理的に困難な者や、一般の被災者との共同生活が困難な者が出てくることが予想されるため、市は、特別な配慮を必要とする者（要配慮者）を対象とする福祉避難所の指定を推進するものとする。

(5) 防災教育、防災訓練の実施

市は、要配慮者向けパンフレットやリーフレット等により、災害時の適切な行動についての防災教育を実施するとともに、一般住民に対しても、身の回りの弱者への災害時の支援について、パンフレットや広報誌等により普及啓発に努めるものとする。また、要配慮者の避難等について訓練するため、地域の自主防災組織と合同の防災訓練の実施に努めるものとする。

(6) 公共施設等の安全性強化

市は、災害発生時における要配慮者の利用を考慮し、その安全性を確保するため、公共施設等のバリアフリー化に努めるものとする。

(7) 防災資機材等の整備

市は、実情に応じて、要配慮者が居住する地域の自主防災組織を対象に、移動用の担架、ヘルメット並びに常備薬・貴重品等を収める緊急避難セット等の必要な防災資機材の整備が促進されるよう取り組むものとする。

2 社会福祉施設等における要配慮者対策

(1) 社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次により施設における災害予防対策を推進するとともに、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

ア 防災体制の整備

(ア) 自衛消防組織の設置

防火管理者の下に、施設の職員により構成する自衛消防組織を設置し、必要に応じて、情報班、消火班、救出・救護班、安全指導班及び応急物資班等を置き、防災業務を担当させる。

(イ) 職員動員体制の確立

災害発生時に職員を迅速に参集させるため、職員の緊急連絡体制及び初動態勢を整備する。また、夜間における災害の発生等も考慮し、入(通)所者の状況及び建物の構造等を総合的に勘案して、夜間における職員の配置体制を整備する。

(ウ) 情報連絡、応援体制の確立

消防との非常通信装置(ホットライン)の設置に努めるほか、必要に応じて、消防、

警察、医療機関及び近隣施設等との連絡会議の設置や、災害時の施設利用者の受入れに関する事前の取り決めなどにより、災害発生時の救助・協力体制の整備に努める。なお、その内容を、県に情報提供するよう努める。

また、地域住民、NPO・ボランティア及び近隣施設等から、災害発生時における施設入所者の避難等について応援が得られるよう、普段から協力関係の構築に努める。

イ 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

近隣施設との相互応援協力体制を整え、日頃から受入れ可能な余裕スペースの確認に努める。

ウ 防災教育、防災訓練の実施

職員及び入（通）所者に対し、日頃から防災意識の啓発に努めるとともに、地域の自主防災組織、消防機関等の協力、参加を得て、自力避難困難者の避難誘導や救出・救護訓練等を重点とした防災訓練を実施する。

また、被災状況等により、施設に長くとどまれないなどのため、入（通）所者の避難誘導の対応に加え、必要に応じあらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引き渡しの基準や条件を詳細に決めておく。

エ 施設、設備等の安全性強化

建築基準法による新耐震基準施行(昭和56年)以前の施設について耐震診断を実施し、必要に応じて計画的な改修に努め、また、日頃から、備品等の落下・転倒防止措置、危険物の安全点検等を行うなど、施設、設備の安全性の強化・維持に努める。

オ 食料品等の備蓄

災害時に備えて、最低3日間、推奨1週間分の食料品、飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具及び避難生活用具等を備蓄するとともに、必要に応じて耐震貯水槽及び備蓄用倉庫、非常用電源設備等の整備に努める。

カ 要配慮者の受入体制の整備

災害時に要配慮者を緊急に受け入れられる体制の整備に努める。

(2) 市は、次により社会福祉施設における災害予防対策を支援する。

ア 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

災害発生時における緊急入所並びに社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間のネットワークの形成に努める。

イ 防災教育、防災訓練への支援

社会福祉施設等の管理者が実施する防災教育、防災訓練の支援に努める。

ウ 要配慮者の受入体制の整備

社会福祉施設等が要配慮者を緊急に受け入れた場合に支援する体制の整備を図る

とともに、実施する防災教育、防災訓練の支援に努める。

3 外国人の安全確保対策

(1) 防災知識の普及啓発

市は、国際交流関係団体、NPO・ボランティア等の協力を得て、日本語の理解が十分でない外国人のために、多様な言語で記述した防災に関するパンフレット等の作成・配布に努めるほか、ホームページ等の広報媒体等を活用して外国人に対する防災知識の普及啓発、避難場所や避難経路の周知に努めるとともに、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかけるものとする。

(2) 案内表示板等の整備

市は、避難場所や避難経路の表示等、災害に関する案内板等について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努めるものとする。

第26節 積雪期における地震災害予防計画

積雪期の地震は、他の季節に発生する地震に比べ、より大きな被害を地域に及ぼすことが予想されるため、市及び防災関係機関は除排雪体制の強化、克雪施設の整備等総合的な雪対策を推進することにより、積雪期の地震被害の軽減を図る。

1 除排雪体制・施設整備等の推進

(1) 道路の除排雪体制の強化

市は、一般国道、県道等の各道路管理者と相互に連携し除排雪を強力に推進するものとする。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備

市は、冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備に努めるものとする。

(3) 除排雪施設等の整備

市は、道路、家屋及び家屋周辺の除排雪を推進するため、流雪溝等の除排雪施設や地域住民による除排雪活動に必要な除雪機械等の整備に努めるものとする。

(4) 雪崩防止対策の推進

市は、雪崩から住民の生命、財産を守るため、雪崩防止施設の整備に努めるものとする。

(5) 克雪住宅の普及等

市は、屋根雪荷重による地震時の屋根倒壊を防止するため、克雪住宅の普及を促進し、こまめな雪下ろしの励行等の広報活動を積極的に行うものとする。

(6) 要配慮者世帯の助成等

市は、自力での屋根雪処理が困難な要配慮者世帯の除雪負担の軽減を図るため、除雪費用に対する助成措置の活用に努めるほか、地域の助け合いによる相互扶助体制の確立を図るものとする。

(7) 消防水利の整備

積雪期には他の時期に増して消防水利の確保に困難をきたすため、市は、積雪期に対応した消火栓、防火水槽等複数の消防水利の整備に努めるものとする。

2 緊急活動体制の整備

(1) 冬期緊急道路確保路線網図の整備

市は、国、県の各道路管理者と相互に協議し、積雪期の地震の初期活動に必要な冬期緊急道路確保路線網図を整備するものとする。

(2) 通信手段の確保

市は、積雪期の災害による通信途絶に備え、通信施設・設備の耐震化を推進するとともに、地域住民による情報収集、伝達方法等の体制の確立を図るものとする。

(3) 避難所体制の整備

市は、寒冷積雪期の避難所運営に関し、特に被災者の寒冷対策に留意するものとし、指定避難所における暖房設備、燃料、携帯暖房品等の整備、備蓄に努めるものとする。

(4) 積雪期用資機材の備蓄

積雪期においては、特に、被災者、避難者の収容施設に対する暖房等の需要の増大が予想されるため、市は、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材(長靴、防寒具、スノーダンプ、救出用スノーボード等)の備蓄に努めるものとする。

3 スキー客対策の推進

スキー場において大規模な地震が発生した場合、スキー場施設等の損壊並びに雪崩の発生等により、多くのスキー客が被災することが懸念される。このため、スキー場施設管理者は、施設の利用者等の安全確保やスキー客の一時避難対策等が的確に行えるよう、体制を整備するとともに、市は、スキー客の救助や避難所への誘導等についての対応を確立しておくものとする。

4 総合的雪対策の推進

積雪期の地震の災害予防対策は、除排雪体制の整備など雪に強いまちづくり等の雪対策の総合的、長期的推進によって確立されるものである。このため、市は、県と連携のもと、市民及び関係機関と相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消に努めるものとする。